

# 第6章

## 資料



## 資料1 久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会規約・規程・要領

### ○久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷺宮町（以下「1市3町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会と称する。

(協議会の担任する事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 1市3町の合併に関する協議
- (2) 法第6条の規定に基づく新市基本計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1市3町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、久喜市役所内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、1市3町の長が協議し、次条第1項の規定により委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 1市3町の長並びに副市長及び副町長
- (2) 1市3町の議会の議長及び1市3町の議会が選出する各1人の議員
- (3) 1市3町の長が協議して定めた13人以内の学識経験を有する者

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、会務を掌理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副会長が2人以上あるときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しな

ければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害され、会議の目的が達成できないおそれがあると認めるときは、この限りでない。

4 前3項に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(小委員会)

第11条 協議会は、担任する事務の一部について調査、審議等を行うため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(職員)

第13条 協議会の事務に従事する職員は、1市3町の長が協議して定めた者をもって充てる。

(幹事会)

第14条 協議会に提案する事項及びこれに関する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第15条 協議会に要する経費は、1市3町が協議して負担する。

(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、1市3町の監査委員各1人に、会長が委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(費用弁償等)

第18条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、その職務を行うために要する費用弁償等を受けることができる。

2 前項に定める費用弁償等の額、支給方法等については、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

## ○久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会会議運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会規約（以下「規約」という。）

第10条第4項の規定に基づき、久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に關し、必要な事項を定めるものとする。

### (会議の公開)

第2条 規約第10条第3項に規定する会議の公開については、久喜市の審議会等会議の公開の例による。

### (議長等の責務)

第3条 規約第10条第2項に定める議長（以下「議長」という。）は、協議会の副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

### (会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告するものとする。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

3 議長が必要と認めたときは、会議に諮って委員以外の学識経験を有する者、その他関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (表決)

第5条 会議の議事は、出席委員（会長の職務代理として会議の議長の職にない副会長を含む。）の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、あらかじめ会議に諮り表決数を変更することができる。

2 議長は、表決を採ろうとするときは、挙手を求め、その可否の結果を宣言するものとする。

### (会議録)

第6条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録（様式第1号）を調製するものとする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席者及び欠席者の氏名

(3) 会議事項（議事の要旨）

(4) 会議の経過

(5) 前各号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 議長は、作成した会議録に記名押印し、これを保管しておくものとする。

4 会議録は、議長が記名押印した日をもって確定するものとする。

### (会議録等の公開)

第7条 会議録及び会議資料は、原則公開とする。

2 前項の規定による公開は、会議録が確定した日後に協議会の会長（以下「会長」という。）が別に定める方法により行うものとする。

### (傍聴)

第8条 会議は傍聴することができる。

### (傍聴人の定員)

第9条 会議の傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。

2 一般傍聴人の定員は、あらかじめ会長が定める。

(傍聴の手続)

第10条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 傍聴券は、会議開催予定期刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定期刻の15分前における傍聴希望者が前条第2項で定める定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決するものとする。

(傍聴席に入ることのできない者)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章（報道関係者である旨を表示する腕章を除く。）、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、ビデオカメラの類を携帯している者。  
ただし、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第12条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 携帯電話の電源を切ること。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

2 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第13条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

ただし、あらかじめ議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第14条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第15条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(規律)

第16条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布してはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年5月7日から施行する。

様式（省略）

## ○久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会規約（以下「規約」という。）

第14条第2項の規定に基づき、久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会（以下「協議会」という。）に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、久喜市・菖蒲町・栗橋町及び鷺宮町（以下「1市3町」という。）の合併に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(役員)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長3人を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事となる者の互選による。

(役員の職務)

第5条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、あらかじめ幹事長が定めた順序により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会は、幹事長が必要に応じて隨時開催する。

(専門部会)

第7条 幹事会は、協議会に提案する事項について、専門的に協議又は調整するため、1市3町に専門部会の設置を求めることができる。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、規約第12条第1項に規定する協議会事務局において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月22日から施行する。

別表（省略）

## ○久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会規約第12条（以下「規約」という。）第2項の規定に基づき、久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局の職員は、久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷺宮町の職員をもって充てる。

2 分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職及び職務)

第4条 事務局の職員は、事務局長、事務局次長、グループリーダー及び事務局員とする。

2 事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括する。

3 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理

4 グループリーダーは、事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) グループ相互間の連絡及び調整
- (2) グループに属する職員の指揮監督

5 事務局員は、事務局長、事務局次長及びグループリーダーの指揮監督を受け、協議会の事務を行う。

(文書の取扱い)

第5条 事案を処理する場合の起案は、起案用紙（様式第1号）を用いて行うものとし、文書記

- 号については「久喜栗鶴合併協」とする。
- 2 文書のうち記録を必要とするものについては、文書受付簿（様式第2号）に記録する。
  - 3 前項により記録された文書は、受付印（様式第3号）を押すものとする。
  - 4 軽易な文書で、保管する必要がないと認められるものは、隨時に廃棄することができる。
  - 5 文書は、協議会が存続する間は協議会において保管するものとする。ただし、協議会が解散したときは、協議会構成市町又は構成市町が合併した市に引継ぐものとする。
  - 6 前各項に定めるもののほか、事務局における文書の収受、発送、処理、施行、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、久喜市の公文書の取扱いの例によるものとする。

（公印の取扱い）

第6条 協議会の公印は会長印及び副会長印とし、その名称、ひな型、書体、寸法及び用途は別表第2のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

（決裁）

第7条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
  - (2) 協議会に提案する議案の決定
  - (3) 協議会の予算及び決算
  - (4) 規程及び要領等の制定改廃
  - (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項
- 2 会長が不在である場合においては、規約第8条第2項の規定により、あらかじめ指定した順序による副会長が代決することができる。

（専決事項）

第8条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (4) その他軽易な事項に関すること。

（職員の服務）

第9条 職員の服務及びその他の勤務条件については、それぞれ派遣する市町の例による。ただし、勤務時間については、久喜市の例による。

（給与）

第10条 職員の給与については、それぞれ派遣する市町の負担とする。

- 2 職員の旅費については、久喜市の例により協議会が支給する。

（補則）

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月22日から施行する。

別表・様式（省略）

## ○久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会財務規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会規約（以下「規約」という。）

第17条の規定に基づき、久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (予算)

第2条 協議会の予算は、規約第15条の規定に基づく久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷺宮町（以下「1市3町」という。）の負担金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要する経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得なければならない。

3 協議会の会計年度は、1市3町の会計年度と同じとする。

4 会長は、第2項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに1市3町の長に送付しなければならない。

### (予算の補正)

第3条 会長は、協議会の予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、速やかに協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

### (歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるもの以外の款、項及び目を定めることができる。

### (出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、久喜市の指定金融機関に預け入れなければならない。

### (協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を処理する。

### (予算の流用及び予備費の充用)

第7条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、久喜市の例により行うものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、当該年度の末日までに協議会に報告しなければならない。

### (決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後協議会の決算を調製し、協議会の監査委員の監査に付した後、協議会の認定を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を得たときは、当該決算書の写しを1市3町の長に送付しなければならない。

### (収入及び支出の手続)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、久喜市の例によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、次に掲げる簿冊等を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 現金出納簿
- (2) 予算整理簿
- (3) 収入票
- (4) 支出票
- (5) 支出負担行為兼支出命令決議書
- (6) 予算流用申請決議書
- (7) 予備費充用申請決議書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な簿冊等

(出納の閉鎖)

第10条 協議会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年度については、第2条第2項中「年度開始前に協議会の」とあるのは「第1回協議会において」と読み替えるものとする。

3 会長は、この規程の施行日以降第1回協議会の開催日前までの間において、収入すべき歳入を調定し、及び執行すべき事務に係る費用を支出することができるものとする。

別表（省略）

### ○久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会規約第18条第2項の規定に基づき、久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長、副会長、委員及び監査委員（以下「協議会委員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会委員等の報酬は、日額6,000円とする。ただし、久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷺宮町（以下「1市3町」という。）の長、副市長及び副町長の職にある委員、1市3町の議長及び1市3町の議会が選出する議員の職にある委員、並びに埼玉県の常勤の職員である委員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が、協議会の職務を行うために出張したときは、別表上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる金額を費用弁償として支給する。

2 前項の規定は、委員以外の者が協議会の依頼に応じ会議への出席又は出張をした場合についても準用する。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、協議会の会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年5月7日から施行する。

別表（省略）

## ○久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会新市報酬等検討小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会規約第11条第2項の規定に基づき、久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会新市報酬等検討小委員会（以下「小委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会（以下「協議会」という。）の付託を受けた、新市の市長、副市長、教育長及び市長職務執行者の給与、並びに議會議員の議員報酬及び期末手当について検討を行う。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が協議会の会議に諮り協議会の委員の中から指名する。

(職及び職務)

第4条 小委員会に委員長及び副委員長3人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、会務を掌理し、小委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が定めた順序により、その職務を代理する。

(会議)

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

- 2 会議は、小委員会の委員の半数を超える委員の出席がなければ開くことができない。

(会議及び会議録等の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、出席委員の半数以上の賛成があるときは、非公開とすることができます。

- 2 会議録及び会議資料は、原則として公開とする。
- 3 会議の傍聴及び会議録の公開の取扱いについては、協議会の会議の傍聴及び会議録の公開の例による。

(関係者の出席)

第7条 小委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、協議会から付託された事項の調査、審議等の経過及び結果について、協議会

に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(費用弁償)

第10条 第7条の規定により、関係者が小委員会に出席したときは、協議会委員の例により費用弁償を支給する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年8月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

## ○久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会情報公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会事務局規程第11条の規定に基づき、久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会（以下「協議会」という。）が保有する文書の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公開の請求)

第2条 何人も、協議会事務局が保有する文書（以下「文書」という。）の公開を請求することができる。

(公開の手続き等)

第3条 文書の公開に関する手続きについては、久喜市の情報公開の例による。

(公開の場所及び時間)

第4条 公開に供する場所は、協議会事務局所定の場所とし、その時間は、当該事務局の執務時間内とする。

(文書の複写等)

第5条 文書の公開を受けようとする者（以下「公開請求者」という。）が、その写しの交付を希望する場合における写しの作成に要する経費は、公開請求者の負担とする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、文書の公開に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

## ○久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会会議録等の公開に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会会議運営規程第7条第2項の規定に基づき、久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議の会議録及び会議に提出された資料（以下「会議録等」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (公開の請求)

第2条 何人も、会議録等の公開を請求することができる。

### (公開に供する会議録等)

第3条 公開に供する会議録等は、当該文書の写しとする。ただし、会議に提出された資料についてはこの限りでない。

2 個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項その他公開に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、公開に供しないことができる。

### (公開申出の方法)

第4条 会議録等の公開申し出をする者（以下「公開申出者」という。）は、会議録等公開申出書（別記様式）に必要事項を記載して提出することにより行うものとする。

### (公開の場所及び時間)

第5条 公開に供する場所は、協議会事務局の指定する場所のほか、久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷺宮町（以下「1市3町」という。）の指定する場所とし、その時間は、当該事務局又は1市3町の勤務時間内とする。

### (会議録等の複写に係る費用負担)

第6条 会議録等の写しの交付を希望する場合における写しの作成に要する費用は、公開申出者の負担とする。

### (補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議録等の公開に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成20年5月7日から施行する。

別記様式（省略）

## 資料2 新市基本計画

### 第1章 序論

#### 1 はじめに

久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町（以下「1市3町」という。）は、都心まで50km圏に位置する良好な居住環境を有する都市として発展するとともに、由緒ある歴史や文化を重んじたまちづくりや田園風景・花等を生かした環境に配慮するまちづくりを進めています。

この1市3町は、通勤・通学や買い物など住民の日常生活圏が拡大しており、公共サービスにおいても施設の相互利用等が進んでいます。

また、久喜地区消防組合や広域利根斎場組合の設置など、経費削減やサービスの効率化等を目的とした広域行政の取り組みが行われています。

しかし、急速に進展する少子・高齢社会への対応、深刻化する地球環境問題への対応、長引く景気の低迷等による厳しい財政状況など、小規模な自治体が単独あるいは広域行政という連携だけでは効果的な対応が難しい課題が多く生じてきています。

これらの課題を住民とともに住民ニーズに沿った方向で解決していくためには、一定の規模を有する自治体となり、政策立案能力の向上や専門的分野への対応といった行政力の強化や産業振興等による安定した財源の確保など財政力の強化が求められています。

このような中、地方分権時代にふさわしい地方自治を実現するため、平成20年4月に「久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会」を設置し、合併に関する様々な協議を進めてきました。

本計画は、1市3町の合併により誕生する新市が、埼玉県北東部の中心都市として、すべての住民が安心して暮らせるまちづくり、次世代に誇りを持って継承できる新しいまちづくりの方向性を実現するための取り組みを示しています。

#### 2 合併の必要性

##### (1) 広域的なまちづくりの推進のために

交通・情報通信手段の発達や経済活動の広範化に伴い、買い物や通勤等の住民の日常生活圏が自治体の行政範囲を越えて拡大していくなかで、現在の行政範囲の枠組みにとらわれない広域的な視点に立った行政運営が必要とされています。

既に、一体化しつつある住民の生活状況に対応するため、合併により効率的にまちづくりを進め、住民サービスの利便性の向上やさらなる一体化を図っていくことが必要です。

##### (2) 環境問題に対応したまちづくりのために

近年、地球温暖化やその影響とみられる異常気象による災害等が増加しているなかで、1市3町においては、まず、環境負荷低減、循環型社会に向けたごみ処理対策や自然環境の保全対策等に取り組むことが必要です。

合併により、地域全体でごみ処理レベルの高度化を図るとともに、田園風景の保全や自然を生かしたまちづくりを一体的に進めることが期待されます。

##### (3) 少子・高齢社会に対応したまちづくりのために

我が国では、世界に類を見ない急速な少子・高齢化が進んでいますが、1市3町においても同

様で、今後、医療や福祉分野への歳出が増加し、一方で税収が減少することが懸念され、この課題への対応がますます重要となってきています。

このような状況のなか、安心して子どもを産み育てられる環境づくりや健康づくり、介護サービス提供体制の充実等の施策を、合併による強固な基盤のもと安定的に実施していく必要があります。

#### (4) 多様化・高度化する住民ニーズに対応したまちづくりのために

人々の価値観の多様化やライフスタイルの変化等に伴い、行政に対する住民ニーズも多様化しています。

多様で広範な住民ニーズや課題に迅速かつ的確に対応し、活力ある豊かな地域社会づくりを形成するためには、合併により、職員の専門性の向上や人材の確保に努め、政策形成能力を高めていくことが必要であると同時に、行政と住民とが協働してよりよいまちづくりを進めていくことも求められています。

#### (5) 地方分権時代に対応した自治体経営のために

地方分権改革は、三位一体の改革により国から地方への税源移譲が実施され、平成19年4月には、地方分権改革推進法が施行されたことにより、次の段階へと進み、市町村はより一層「自己決定と自己責任」の原則のもと、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを推進していくことが求められています。

そのためには、地方分権時代に的確に対応した行政体制を整え、行政の「運営」から「経営」へ移行する必要があります。

また、合併による人件費の削減や重複した事業の整理等による経費の削減等により、安定した行財政基盤の確立を図ることや、専門的知識を有する優れた人材を育成確保するとともに、簡素で効率的な行政組織を作ることが必要です。

### 3 計画作成の方針

#### (1) 計画作成の趣旨

本計画は、1市3町の合併後の新市におけるまちづくり全般のマスタープランとなるものであり、本計画の実現を図ることにより、新市の円滑な運営を確保し、地域の特性を生かした均衡ある発展を図ろうとするものです。

なお、新市の進むべき方向のより詳細かつ具体的な内容については、新市において策定する総合振興計画（基本構想・基本計画）に委ねるものとします。

#### (2) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりのための基本方針、その基本方針を実現するための主要な施策、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心に構成します。

#### (3) 計画の期間

本計画の期間は、平成21年度から平成31年度とします。

#### (4) 計画作成の留意点

本計画の基本方針を定めるに当たっては、将来を展望した長期的視野に立って、1市3町において既に策定・実施されている総合振興計画等を生かしながら作成しています。

計画作成に当たっては、新市まちづくり懇話会の提言やまちづくり等に関する住民意識調査の集計結果を生かすなど、住民参加の手法を積極的に取り入れ、計画に反映していくよう努めています。

### 第2章 新市の概況

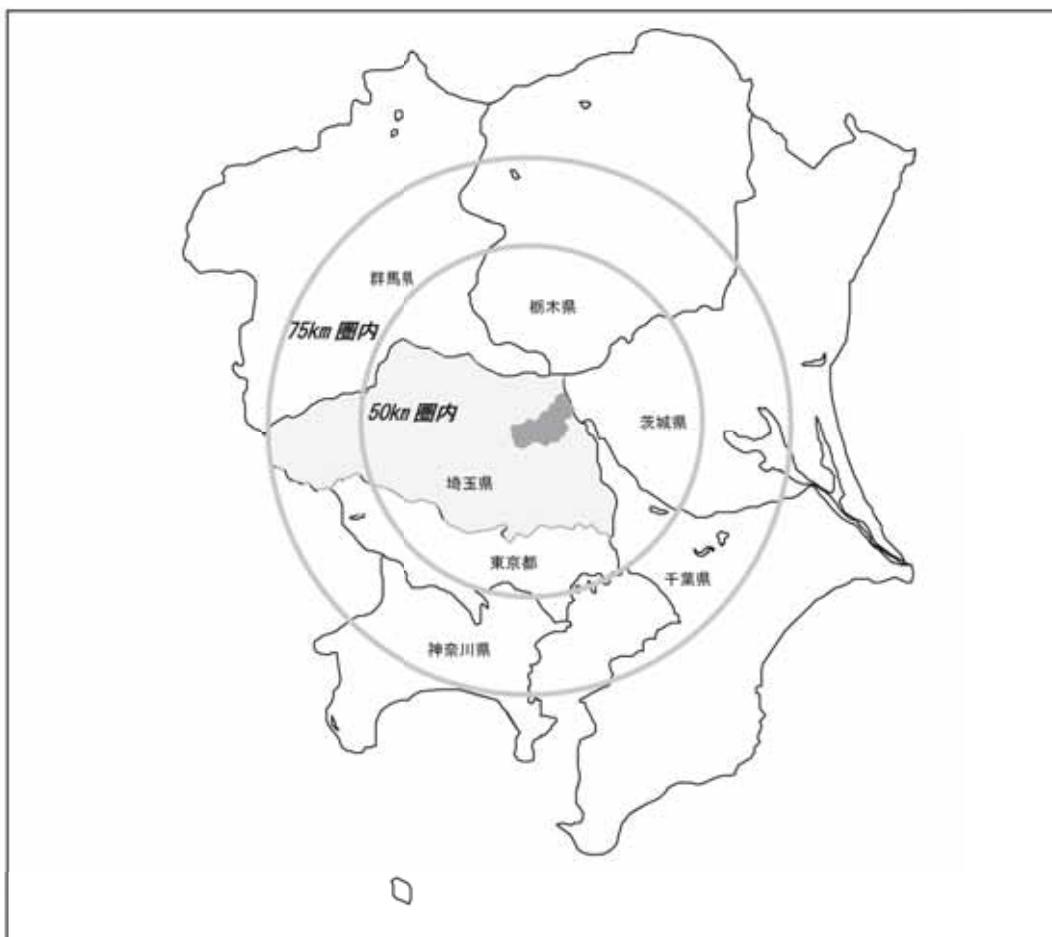
#### 1 位置と地勢

新市は、埼玉県の北東部にあり、都心まで50km圏に位置しています。東は幸手市及び茨城県五霞町、南は杉戸町、宮代町、白岡町及び蓮田市、西は鴻巣市及び桶川市、北は茨城県古河市、大利根町、加須市及び騎西町と接しています。面積は82.4km<sup>2</sup>、距離は北東から南西方向が約16.5km、北西から南東方向が約7kmあります。

新市は、利根川の沖積平野にあり、市域全体がほぼ平坦な地形となっています。

また、新市の気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥で、内陸性の太平洋側気候に属しています。新市の平均気温は約15°C、年間降水量は約1,160mmです。（平成19年、熊谷地方気象台、久喜アメダスデータ）

■新市位置図



## 2 人口と世帯数

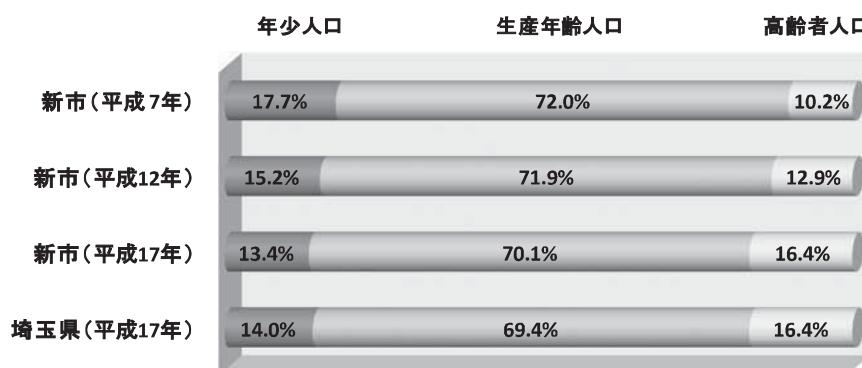
### (1) 人口

新市の人口（平成 17 年国勢調査人口）は 154,684 人であり、埼玉県人口の 2.2%を占め、県内 40 市中第 11 番目の人口規模を持つ都市となります。年少人口（15 歳未満）は 20,794 人、構成比は 13.4% であり、埼玉県全体の年少人口構成比 14.0% とほぼ同様です。しかし、年少人口の構成比は低下傾向にあり、少子化が進んでいます。

一方、高齢者人口（65 歳以上）は 25,328 人、高齢化率は 16.4% であり、埼玉県全体の高齢化率と同様となっています。

#### ■人口の推移（括弧内は構成比）

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
総人口	151,756 人	154,292 人	154,684 人
年少人口（15 歳未満）	26,911 人 (17.7%)	23,379 人 (15.2%)	20,794 人 (13.4%)
生産年齢人口（15～64 歳）	109,283 人 (72.0%)	110,988 人 (71.9%)	108,508 人 (70.1%)
高齢者人口（65 歳以上）	15,446 人 (10.2%)	19,832 人 (12.9%)	25,328 人 (16.4%)



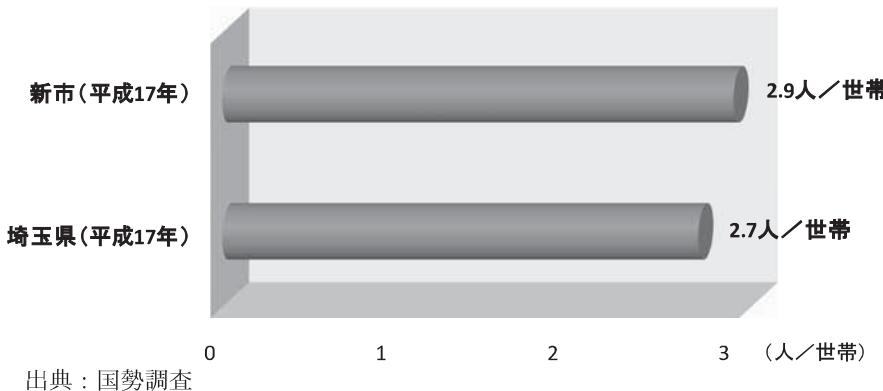
出典：国勢調査 なお、総人口には年齢不詳人口を含む。

### (2) 世帯数

平成 17 年国勢調査によれば、新市の世帯数は 53,866 世帯であり、埼玉県世帯数の 2.0%を占めています。また、1 世帯当たり人数は 2.9 人であり、県内平均の 2.7 人を上回っています。近年、核家族や単身世帯が増加し、1 世帯当たりの人数は減少しています。

#### ■世帯数の推移

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
世帯数	46,662 世帯	50,459 世帯	53,866 世帯
1 世帯当たり人数	3.3 人	3.1 人	2.9 人

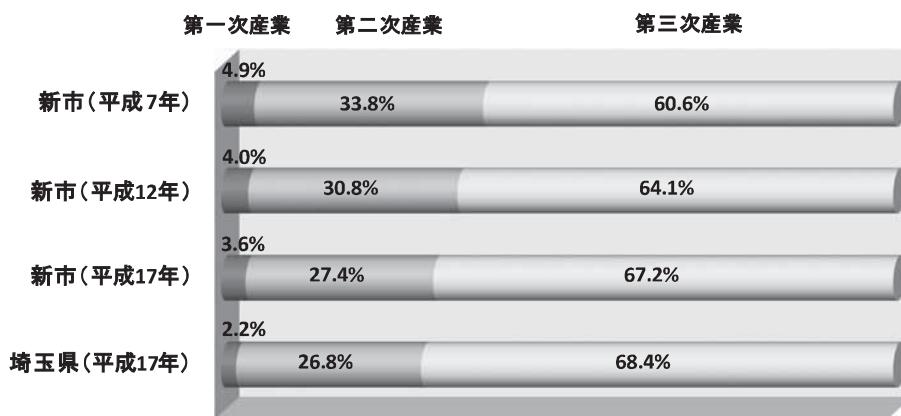


### (3) 就業人口

平成17年国勢調査によれば、新市の就業者人口は76,970人となっています。第一次産業は2,759人で3.6%、第二次産業は21,067人で27.4%、第三次産業は51,691人で67.2%であり、その構成比は埼玉県の平均とほぼ同様ですが、わずかに第一次産業の構成比が高くなっています。近年、第一次、第二次産業就業人口の構成比が低下し、第三次産業就業人口の構成比が増加しています。

#### ■産業別就業者人口の推移（括弧内は構成比）

	平成 7年	平成 12 年	平成 17 年
総就業者人口	76,189 人	76,952 人	76,970 人
第一次産業	3,757 人 (4.9%)	3,054 人 (4.0%)	2,759 人 (3.6%)
第二次産業	25,758 人 (33.8%)	23,707 人 (30.8%)	21,067 人 (27.4%)
第三次産業	46,203 人 (60.6%)	49,298 人 (64.1%)	51,691 人 (67.2%)



出典：国勢調査 なお、総就業者人口には、分類不能の産業の就業者人口を含む。

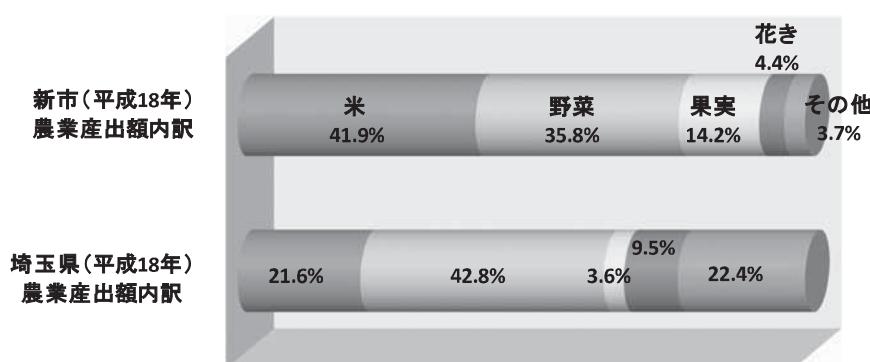
### 3 産業

#### (1) 農業

平成 18 年生産農業所得統計によれば、新市の農業産出額は 67.6 億円であり、県内 40 市中第 7 番目の産出額です。主として、米、野菜、果実及び花き等が生産されています。近年、後継者不足や都市化の進展等によって、都市近郊農業を取り巻く環境は厳しさを増し、農業産出額は減少傾向にあります。

##### ■農業産出額の推移

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 18 年
農業産出額	93.6 億円	75.2 億円	66.3 億円	67.6 億円



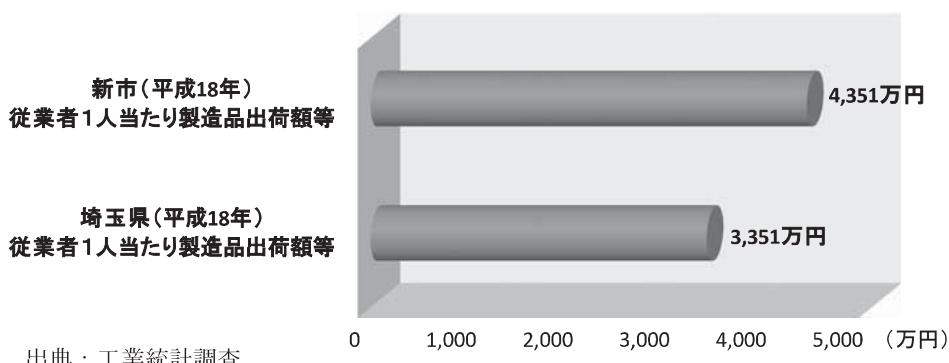
出典：生産農業所得統計

#### (2) 工業

平成 18 年工業統計調査によれば、新市の製造品出荷額等は 4,717 億円、従業者数は 10,840 人であり、製造品出荷額等は、県内 40 市中第 8 番目です。平成 17 年調査に比べて、埼玉県全体の製造品出荷額等が微増しており、新市でも同じ傾向にあります。

##### ■製造品出荷額等の推移

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 18 年
製造品出荷額等	4,519 億円	4,672 億円	4,638 億円	4,717 億円
従業者数	11,775 人	11,462 人	10,744 人	10,840 人



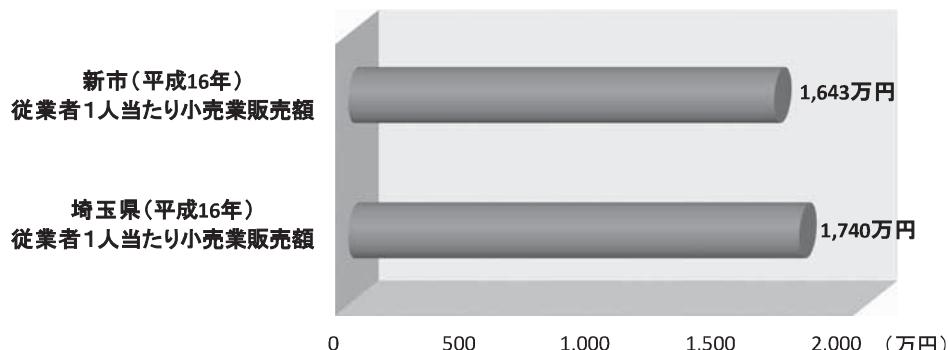
出典：工業統計調査

### (3) 商業

平成 16 年商業統計調査によれば、新市の小売業販売額は 1,312 億円、従業者数は 7,985 人であり、小売業販売額は、県内 40 市中第 12 番目です。平成 14 年調査に比べて、埼玉県全体の小売業販売額はほぼ横ばいであるのに対し、新市では微増しています。

#### ■小売業販売額の推移

	平成 11 年	平成 14 年	平成 16 年
小売業販売額	1,341 億円	1,256 億円	1,312 億円
従業者数	8,339 人	8,269 人	7,985 人



出典：商業統計調査

## 4 新市の交通体系

新市は、東北縦貫自動車道（以下「東北道」という。）、国道 4 号、122 号及び主要地方道さいたま栗橋線等の幹線道路が南北方向に縦断し、広域交通体系に恵まれています。

現在、首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）の（仮称）久喜白岡ジャンクション及び（仮称）菖蒲白岡インターチェンジが建設されています。将来、新市は東北道の久喜インターチェンジとともに 2 か所のインターチェンジを有することになり、新市における広域交通の機能や利便性は一層高まることになります。

また、新市は、JR 宇都宮線と東武伊勢崎線が乗り入れる久喜駅、JR 宇都宮線と東武日光線が乗り入れる栗橋駅、JR 宇都宮線の東鷩宮駅、東武伊勢崎線の鷩宮駅及び東武日光線の南栗橋駅があり、良好な鉄道利便性を備えています。

## 5 新市の特性

### (1) 自然・環境分野の特性

新市は、利根川沿いの沖積平野に位置し、市域全体が平坦な地形です。また、利根川、中川、青毛堀川、備前堀川、野通川及び元荒川等の河川や、葛西用水、見沼代用水をはじめとする用水路等の水系に恵まれ、水辺空間は暮らしに恵みと潤いを与えていました。

葛西用水路沿いに植えられたコスモスやポピーに加え、公園等に植えられた花しょうぶやラベンダーといった花々は、新市に点在する屋敷林や農地とともに、新市を特長づける景観を形成しています。

また、生ごみの堆肥化等のリサイクルや環境マネジメントシステムの導入など、環境問題への取り組みも積極的に行ってています。

## (2) 保健・医療・福祉分野の特性

新市の医療機関としては、7か所の病院、80か所の一般診療所及び4か所の救急告示病院（3か所の救急告示病院と、休日の夜間等の診療を行うための久喜・白岡・菖蒲・鷺宮休日夜間急诊診療所）があります。

また、県北東部の医療の中核を担う、埼玉県済生会栗橋病院は、県内8番目の第三次救急医療機関を目指す医療機関として県に位置づけられており、（仮称）久喜総合病院も開院する予定（平成23年度）であることから、新市の医療体制はさらに向上します。

新市には、地域の福祉活動の拠点であるふれあいセンター久喜のほか、高齢者福祉センター「いきいき温泉久喜」、老人福祉センター（菖蒲町）、栗橋町健康福祉センター「くりむ」及び福祉センター（鷺宮町）等の福祉施設があります。

また、久喜市児童センター、久喜市地域子育て支援センター「ぽかぽか」、しょうぶ会館、栗橋町コミュニティセンター・栗橋町地域子育て支援センター「くぶる」及び児童館（鷺宮町）等の施設が整備され、子育て支援も進めています。

## (3) 教育・文化分野の特性

新市には、甘棠院、天王山塚古墳、栗橋関所跡及び鷺宮神社等の歴史的資源が多数点在しています。また、江戸の郷神楽をはじめとした関東神楽の源流といわれる国指定重要無形民俗文化財「鷺宮催馬楽神楽」ほか、獅子舞、さら等の貴重な郷土芸能が残され、無形文化財の保存と伝承が進められています。

また、久喜総合文化会館、菖蒲町生涯学習文化センター「アミーゴ」、栗橋町総合文化会館「イリス」、鷺宮町立郷土資料館及び県立久喜図書館など、多くの文化施設があり、住民の文化活動、生涯学習の拠点となっています。

このほか、東京理科大学経営学部や久喜看護専門学校が立地するとともに、久喜高等学校、久喜工業高等学校、久喜北陽高等学校、栗橋高等学校及び鷺宮高等学校の県立高等学校5校が設置されています。

## (4) 都市基盤分野の特性

新市は、東北道の久喜インターチェンジを抱えているとともに、国道4号、122号及び125号並びに主要地方道さいたま栗橋線、川越栗橋線及び春日部久喜線があり、道路による交通利便性に恵まれています。さらに、圏央道の建設が進められており、（仮称）久喜白岡ジャンクション、（仮称）菖蒲白岡インターチェンジ及び（仮称）菖蒲パーキングエリアが開設される予定です。

また、JR宇都宮線、東武伊勢崎線及び東武日光線が縦断し、久喜駅、東鷺宮駅、栗橋駅、鷺宮駅及び南栗橋駅を有し、鉄道による交通の利便性にも優れています。

新市内では、土地区画整理事業が栗橋駅西口や菖蒲北部地区において施行中であり、清久工業団地周辺地区及び高柳地区においても予定されています。

新市には、久喜市総合運動公園、県営久喜菖蒲公園、県営権現堂公園及び鷺宮町弦代公園といった大きな公園があり、住民の憩いの場となっています。

## (5) 産業・経済分野の特性

新市には、久喜菖蒲工業団地、清久工業団地、鷺宮産業団地及び菖蒲北部工業団地等の工業団地のほか、菖蒲南部産業団地などの産業拠点が形成され、交通条件の良さから、製造業・流通業を中心とした企業が立地しています。現在工事が進められている圏央道の開通に伴い、新市は首都圏でも有数の交通の要衝となることから、企業立地の可能性はさらに高まっています。

農業は、都市近郊型農業が推進されており、米、野菜、いちご、なし及び花き等の生産が盛んです。

商業は、久喜駅、栗橋駅及び鷺宮駅等を中心とした既存商業地域がある一方で、幹線道路沿いに多くの大規模商業施設が出店しつつあります。

## (6) 地域コミュニティ分野の特性

新市では、行政の計画策定等において、ワークショップや住民意見提出制度をはじめとした住民参加型の計画づくりが定着しているとともに、花によるまちづくりや環境保全、福祉活動等を積極的な住民ボランティア活動が支え、住民と行政が一体となったまちづくりが進められています。

また、郷土芸能・祭礼等が地域の力で支えられ継承されているとともに、福祉、スポーツ、青少年健全育成等の分野においても、各地域のコミュニティで様々な活動や事業が実施されています。

## (7) 行財政分野の特性

新市では、行政改革大綱、行政改革実施計画を策定するとともに、職員の定員管理や職員給与の適正化等を計画的に実施し、健全な財政基盤の確立と組織・機構のスリム化に取り組み、簡素で効率的な行政運営の実現に努めています。

また、市民サービスの向上を目指して、休日窓口の開設や総合窓口化等にも取り組んでいます。

さらに、事務事業の無駄を省き、改善を進めるために、行政評価や指定管理者制度の導入等による民間ノウハウの活用など、地方分権時代に対応した行政運営に取り組んでいます。

# 6 新市の主要課題

## (1) 自然・環境分野の主要課題

緑のネットワーク化等によって都市の自然や良好な景観の保全と創出を図り、豊かさや美しさを実感できるまちづくりが期待されています。また、水質汚濁、大気汚染及び騒音等による生活環境の悪化を未然に防ぐための取り組みとして、公害防止対策、環境意識の啓発活動をはじめ、一般家庭で取り組むことのできる環境保全活動の普及が求められています。

さらに、新エネルギーの活用やごみの減量化、資源物リサイクルの推進など、新市全体で進ることにより、資源循環型の地域社会を構築していくことも求められています。

## (2) 保健・医療・福祉分野の主要課題

救命救急・医療体制の充実、「かかりつけ医」制度の浸透及び医療機関相互のネットワーク化など、医療体制の充実による安心できる地域医療体制を整えることが求められています。

また、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指し、子育て支援、高齢者や障がい者（児）支援等

の強化が求められています。

### (3) 教育・文化分野の主要課題

新市では、教育内容の充実等を図り、良好な教育環境を整備するとともに、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの健やかな成長を見守ることが必要です。

さらに、住民が生きがいを持って暮らすことができるよう、多彩な生涯学習やスポーツ等の機会を提供することが必要です。

また、新市には、貴重な歴史的資源や魅力ある伝統行事が数多く残されており、郷土の文化や伝統を受け継ぎ、次世代へ確実に継承していくことが求められています。

### (4) 都市基盤分野の主要課題

新市の一体性を図るためにには、市内の円滑な移動を支える道路網の充実が必要です。

また、新市は、恵まれた自然環境と優れた交通条件を兼ね備えており、環境保全と開発が共生するバランスのとれた土地利用を図ることが必要です。

さらに、今後のまちづくりにあたっては、高齢者や子ども、障がい者（児）や外国人など誰にとってもやさしく住みやすいユニバーサルデザインに配慮するとともに、災害に強く犯罪のない安全なまちを築くことが求められています。

### (5) 産業・経済分野の主要課題

産業振興全般の課題として、後継者の育成や生産者・消費者双方にとって魅力ある産業へ発展させるための振興策が求められています。

農産物の地産地消の推進や新たな流通経路の確保、交通の利便性等の地の利を生かした企業誘致の推進及び大規模商業施設と共に存できる商店街の活性化策が必要です。

さらに、水辺、花、祭り及び神社等の特徴ある地域資源を生かし、集客力のある多様な観光振興策が期待されています。

### (6) 地域コミュニティ分野の主要課題

最近では、町内会や自治会等の地縁的コミュニティに加えて、ボランティア団体やN P O法人等の活動が盛んになっており、こうした新たなコミュニティ活動を積極的に支援していくことが必要です。

また、市民がまちづくりなどに積極的に参加できるように、行政の情報公開や情報発信を充実させ、市民と行政の協働のまちづくりを進めていくことが求められています。

### (7) 行財政分野の主要課題

新市が地方分権時代に対応し、将来にわたり、自立的かつ持続的に発展していくためには、行財政力の一層の強化が不可欠です。

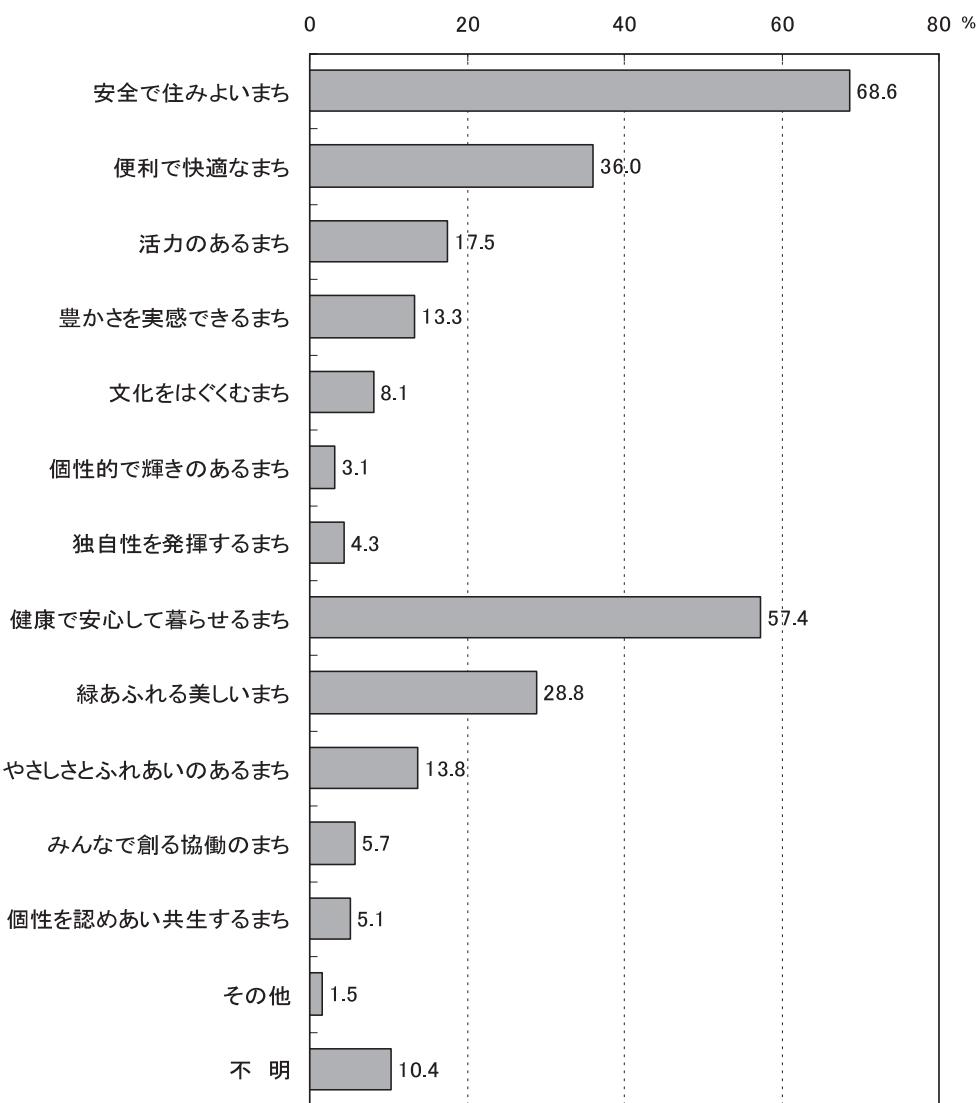
これまで行政が担ってきた仕事の一部を地域や民間に移行するなど、事務事業の効率化や民間活力の導入を図り、行政組織のスリム化を進め、行財政改革をさらに進める必要があります。

また、新市は多彩な公共施設を有することから、地域バランスや財政負担の軽減等に配慮した施設再編計画や改修計画を検討することが求められています。

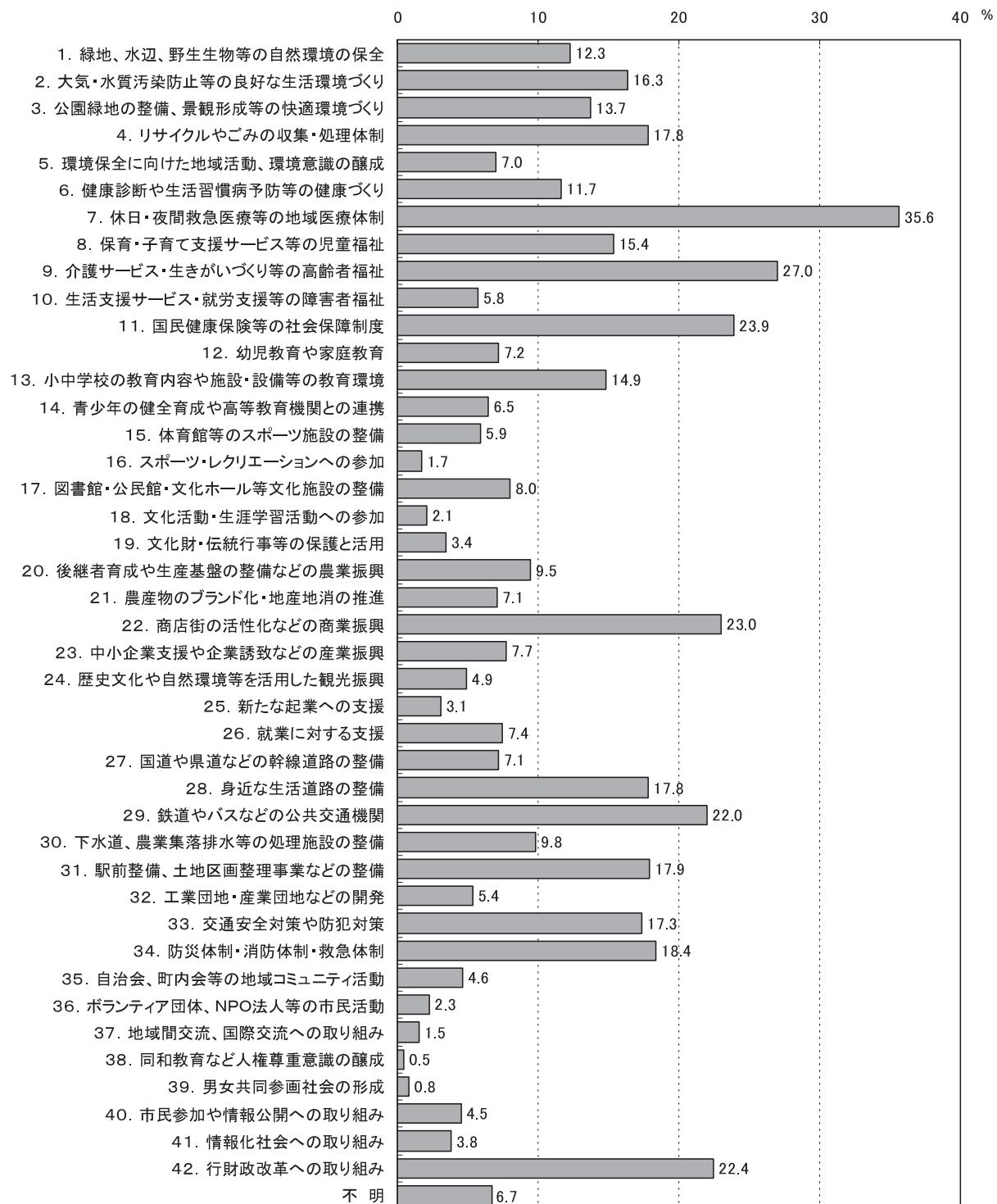
## 7 新市のまちづくりに関する住民意識調査の集計結果

平成 20 年 6 月、13,500 人を対象に新市のまちづくりに関する住民意識調査を実施しました。この住民意識調査のうち、新市のまちづくりに関する質問については、次のような結果となりました。

○新市が目指すべきまちづくりの基本的な方向性を尋ねたところ、「安全で住みよいまち」が 68.6%で最も高く、続いて「健康で安心して暮らせるまち」(57.4%)、「便利で快適なまち」(36.0%)となっています。



○新市のまちづくりに関して重視すべき事項を尋ねたところ、「休日・夜間救急医療等の地域医療体制」(35.6%)が最も高く、続いて「介護サービス・生きがいづくり等の高齢者福祉」(27.0%)、「国民健康保険等の社会保障制度」(23.9%)の順となっています。



## 第3章 主要指標の見通し

### 1 将来人口

我が国では、人口減少時代に入り、埼玉県においては、平成17年に705万人に増加した人口は、横ばい傾向で推移した後、平成27年時点には700万人を割り込むものと予測されています。

本計画では、平成17年の国勢調査人口をもとに、コーホート要因法により推計した人口に、現在進行中の開発事業により見込まれる人口增加分を加えて、新市の将来人口を推計しました。

1市3町の国勢調査人口は、平成12年から平成17年にかけてわずかに増加しています。推計による新市の人口は平成22年まで増加しますが、その後は減少していくものと見込まれます。

また、年齢別人口は、出生率の低下と平均寿命の伸長により、年少人口の割合は、平成17年の13.4%から平成31年には11.1%まで減少するものと見込まれ、一方、高齢者人口の割合は、平成17年の16.4%から、平成31年には28.8%まで増加するものと見込まれます。

#### ■人口・世帯数の見通し

		平成12年	平成17年	平成22年	平成26年	平成31年
総人口		154,292人	154,684人	159,130人	157,434人	154,855人
年齢別人口	年少人口 (15歳未満)	23,379人 15.2%	20,794人 13.4%	19,274人 12.1%	18,655人 11.8%	17,266人 11.1%
	生産年齢人口 (15歳～65歳未満)	110,988人 71.9%	108,508人 70.1%	107,648人 67.6%	100,081人 63.6%	93,053人 60.1%
	高齢者人口 (65歳以上)	19,832人 12.9%	25,328人 16.4%	32,208人 20.2%	38,698人 24.6%	44,536人 28.8%
	世帯数	50,459世帯	53,866世帯	60,727世帯	62,216世帯	63,037世帯
1世帯当たり人数		3.1人	2.9人	2.6人	2.5人	2.5人

注:平成12年及び平成17年の総人口には年齢不詳人口を含むため、年齢別人口の合計と異なる。

年齢別人口の構成比の合計は端数処理により100%とならない場合がある。

### 2 将来世帯数

新市の1世帯当たり人員は、平成17年の2.9人から平成31年には2.5人へと減少するものと見込まれます。

世帯数は、平成17年の53,866世帯から、平成31年には63,037世帯へと増加するものと見込まれます。

## 第4章 まちづくりの基本方針

### 1 新市の基本理念と将来像

#### (1) 新市のまちづくりの基本理念

これからまちづくりは、環境問題や少子高齢社会への対応など、地域の実情に応じて創意工夫を重ね、市民の多様なニーズに応えることが求められています。さらに、地方分権の進展に伴い、地域のことは地域で決定し、責任を持って地域の行政運営を推進することが求められています。

新市では、これまで市民や地域とともに築いてきた財産や仕組み、育ててきた人材や組織等を生かし、4つの基本理念を掲げてまちづくりに取り組みます。

- 共生を大切にするまちづくり
- 安全・安心を重視したまちづくり
- 協働のまちづくり
- 市民主役のまちづくり

### ■共生を大切にするまちづくり

自然環境を保全し、水辺や緑を生かした田園環境と都市との共生型のまちを築きます。心豊かに暮らせるまちの実現に向けて、価値観や国籍などの違いを超えて、市民が人権を尊重し互いに認め合い、共に助け合う「共生」の考え方に基づいたまちづくりを進めます。

### ■安全・安心を重視したまちづくり

市民の健康、生活、財産等を守り、支える多彩な仕組みを行政や地域社会が協力して整え、誰もが笑顔で暮らせるまちの実現に向けて、「安全・安心」を重視したまちづくりを進めます。

### ■協働のまちづくり

市民、各種団体、企業など地域のあらゆる関係者が、自らのまちに関心を持ち、行政と対等な立場で、地域の課題解決に取り組む「協働」の考え方に基づいたまちづくりを進めます。

### ■市民主役のまちづくり

市民の活躍を支援し、常に市民の目線に立ったまちづくりに取り組み、市民が住んで良かったと実感できるまちの実現に向けて、「市民主役」に視点をおいたまちづくりを進めます。

## (2) 新市の将来像

新市は、水と緑に恵まれた田園風景と良好な生活環境を備えるとともに、鉄道、高速道路及び幹線道路等の交通利便性にも優れています。加えて、東北道と圏央道のジャンクション及びインターチェンジの開設に伴い、新市は首都圏の中でも有数の交通結節点となり、埼玉県北東部の拠点都市としてさらなる発展が期待されます。

1市3町は、豊かな自然環境と地域独自の伝統や文化を育み、受け継いできました。新市においても様々な地域資源を生かして新しい価値を創り出し、市民の誰もが誇りに思える郷土を築いていきます。次代を担う子どもたちが、大きな夢を描き、飛躍することができるまちづくりを進めています。

合併によって、可能性が広がる新市のめざす将来像を次のとおり定めます。

豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市  
～人と愛、水と緑、市民主役のまち～

「豊かな未来を創造する」は、心豊かで、経済的にも恵まれた暮らしを実現していく期待を表現しています。「個性輝く」は、新市が県北東部の拠点としての優位性を發揮し、都市として発展する期待を表現しています。さらに、「文化田園都市」は、地域の歴史や伝統文化を継承し、新市の特長である田園と調和した都市を築いていくことを表現しています。

## 2 新市の分野別目標

新市の将来像を実現するため、次のとおり分野別に目標を定め、まちづくりに取り組みます。

### (1) 自然・環境分野の目標

#### 『自然とふれあえる、環境に優しいまち』

水、花、緑など新市の特長を表す自然環境や田園風景の保全を通じて、市民一人ひとりが自然を愛し、親しみ、守り、育てていくことができるまちづくりを進めます。さらに、水質汚濁や大気汚染等の防止などを通じて、快適な生活環境を創出するとともに、ごみの排出量の削減や資源物のリサイクルの推進など、循環型社会の実現に努めます。

### (2) 保健・医療・福祉分野の目標

#### 『子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち』

市民一人ひとりの健康づくりを支援し、疾病の予防と早期発見・早期対応の体制づくりとともに地域医療体制の充実に努めます。

また、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備、高齢者や障がい者（児）への支援、ともに支え合う地域福祉の推進を図るなど、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

### (3) 教育・文化分野の目標

#### 『心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にするまち』

新市の将来を担う児童生徒の能力と個性を引き出し、児童生徒自らが人生を切り開く力を備えることができるよう、充実した教育環境を提供します。さらに、地域の行事や社会体験などを通じて、地域に愛着を持った心豊かな人材を育成します。

また、市民がいつまでも充実感や誇りを持って暮らせるよう、生涯学習機能を強化するとともに、郷土の多彩な歴史的資源や文化財の保全・活用、郷土の伝統文化の継承等を通じて、歴史文化を大切にするまちづくりを進めます。

### (4) 都市基盤分野の目標

#### 『安全で調和のとれた住みよい快適なまち』

埼玉県北東部の発展の核となる都市として、安全で快適なまちの実現を目指し、治水対策や地震対策等の防災対策を強化するとともに、行政と市民の双方が協力して防犯対策や交通安全対策に取り組むことにより、災害に強く、市民が安全に暮らせるまちを築きます。

身近な生活道路や新市が一体化を図るために道路網の整備、公共交通の充実、上下水道等の都市基盤施設の整備を通じて、快適で住みよいまちづくりを進めます。また、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりにも取り組みます。

## (5) 産業・経済分野の目標

### 『地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち』

産業振興は、住民の豊かな暮らしを支え、自立した都市づくりの実現を財政面から支える基盤であるとともに、まちの活気や賑わいを生み出す原動力となるものです。新市の優れた交通条件を生かし、企業の集積を促進し、雇用機会に恵まれた地域経済が豊かなまちを築きます。さらに、地域特性を活用しながら農業や商業の振興を進め、賑わいや働きがいのあるまちづくりを進めます。

## (6) 地域コミュニティ分野の目標

### 『市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち』

情報公開の推進、人権尊重と男女共同参画社会の実現などとともに、市民と行政との協働体制を構築し、市民と行政が一体となった活力あるまちづくりを進めます。

また、市民による主体的なコミュニティ活動を応援し、市民が主役のまちづくりを進めます。

## (7) 行財政分野の目標

### 『行財政を見直し、改革を進めるまち』

行政組織のスリム化、施策・事業の効率化及び財政力の強化を図るなど、行財政を見直し、改革を進めるまちを目指します。

## 3 新市の土地利用

新市の土地利用については、地域特性を十分に生かし、新市の均衡ある発展を目指すため、6つの都市核と住居系ゾーン、工業系ゾーン、新産業系（複合型）ゾーン及び農業系ゾーンを設定し、良好な都市環境の形成を図ります。

### (1) ゾーン別土地利用方針

#### ■都市核

市役所、総合支所及び駅周辺地域を新市の都市核とし、商業・文化・業務等の機能が集積した賑わいのある交流拠点となるよう、それぞれの地域特性を生かした市街地形成を図ります。

#### ■住居系ゾーン

生活道路、公共下水道、公園及び防災施設等の都市基盤を計画的に整備し、良好な住環境の形成を図ります。

また、歴史的資源や文化遺産、まちの景観に配慮し、歴史文化、田園景観と調和した住宅地の形成を目指します。

#### ■工業系ゾーン

久喜菖蒲工業団地、清久工業団地、鷺宮産業団地及び菖蒲北部工業団地等の工業系ゾーンでは、良好な環境や景観の保全に努めます。

また、新市の活力向上に向けて、交通条件の優れた地域に、周辺環境に配慮した新たな工業系ゾーンを位置付けます。

### ■新産業系（複合型）ゾーン

東北道久喜インターチェンジの周辺地域、(仮称) 久喜白岡ジャンクションの周辺地域、圏央道（仮称）菖蒲白岡インターチェンジの周辺地域及び国道 122 号沿線地域、並びに主要地方道さいたま栗橋線と国道 125 号及び主要地方道さいたま栗橋線と幸手久喜線の交差点周辺等の地域は、新市の中でも特に交通利便性に優れた地域です。

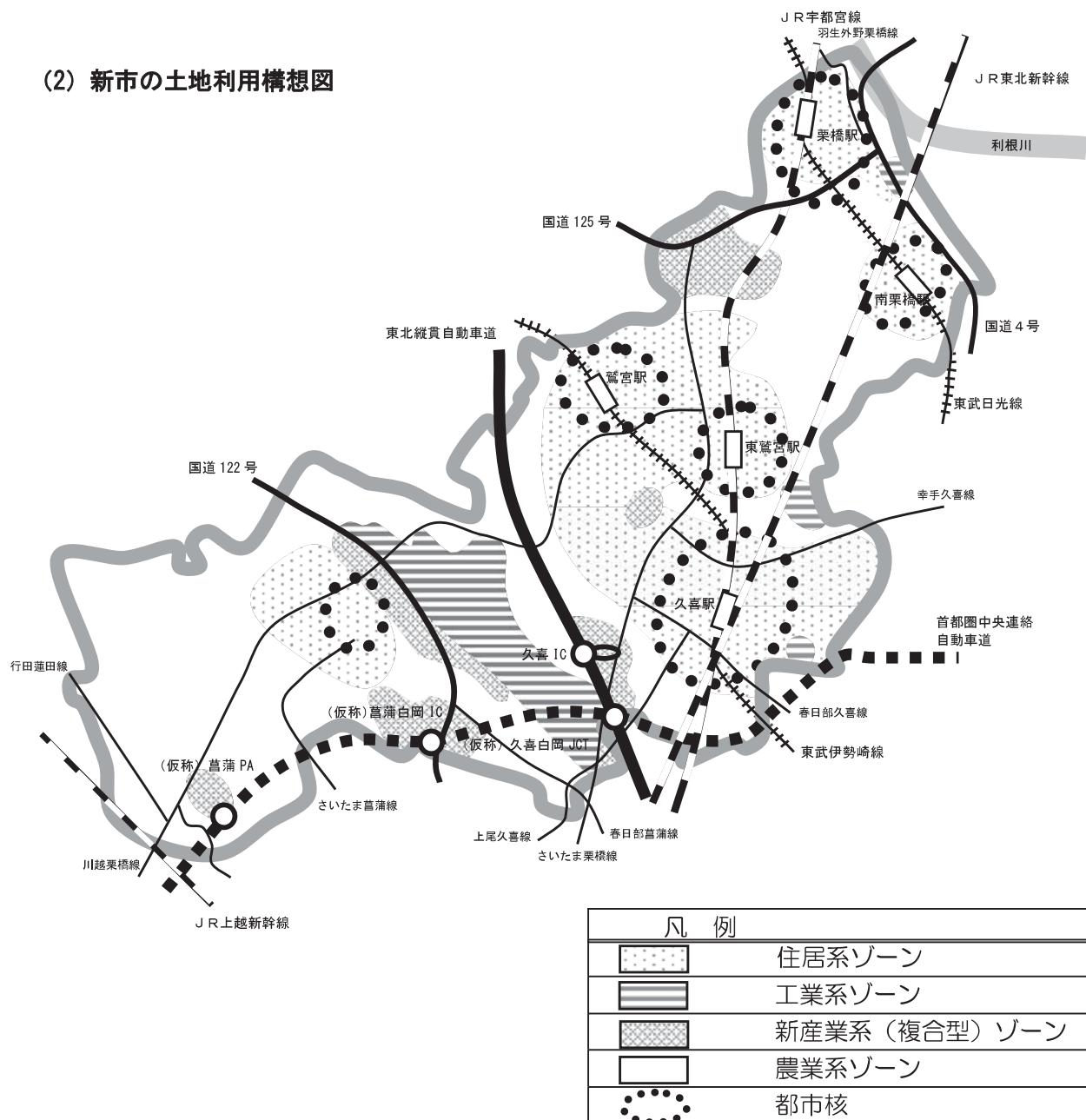
これらの地域は、新市の将来を担う新たな産業拠点として位置付けます。

### ■農業系ゾーン

米、野菜、果実、花き等を生産する優良な農地とともに、水辺環境、樹林地及び屋敷林など新市の特長である田園景観の保全に努めます。

また、生活道路や農業集落排水など、農村集落の生活環境の整備を進めます。

(2) 新市の土地利用構想図



## 第5章 新市の施策

### 1 施策の体系

新市の将来像を実現するため、まちづくりの基本方針に基づき主要な施策の展開を図ります。

[将来像]	[分野別目標]	[主要な施策]
豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市 （人と愛、水と緑、市民主役のまち）	自然とふれあえる、環境に優しいまち	① 自然環境の保全・創出 ② 快適な生活環境の創出 ③ 美しい景観の形成 ④ 廃棄物処理の充実 ⑤ 地球環境問題への対応
	子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち	① 健康づくりの推進 ② 地域医療体制の充実 ③ 子育て支援の充実 ④ 高齢者福祉の充実 ⑤ 障がい者（児）福祉の充実 ⑥ 地域福祉・地域ボランティアの充実 ⑦ 社会保障制度の充実
	心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にするまち	① 幼児教育の充実 ② 学校教育の充実 ③ 青少年の健全育成 ④ 生涯学習の推進 ⑤ 歴史・文化の継承と活用 ⑥ スポーツ・レクリエーション活動の充実
	安全で調和のとれた住みよい快適なまち	① 都市機能の整備 ② 道路・公共交通の整備・充実 ③ 公園の緑化と水辺環境の保全 ④ 上下水道の整備 ⑤ 治水・防災・消防体制の充実 ⑥ 防犯体制の強化 ⑦ 交通安全対策の充実
	地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち	① 農業の振興 ② 工業の振興 ③ 商業の振興 ④ 観光の振興 ⑤ 勤労者福祉と就業支援の充実 ⑥ 消費生活の充実
	市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち	① コミュニティ活動の推進 ② 協働のまちづくりの推進 ③ 人権尊重と男女共同参画社会の実現 ④ 交流活動の推進 ⑤ 情報公開の推進
	行財政を見直し、改革を進めるまち	① 行政改革の推進 ② 健全な財政運営の確立

## 2 主要な施策

### (1) 自然とふれあえる、環境に優しいまち ~ 自然・環境 ~

#### ① 自然環境の保全・創出

河川や池等の水と屋敷林や農地等の緑で彩られた、豊かな田園風景が残されています。

この豊かな自然を守るために、樹林地や屋敷林等の保全を推進するとともに、動植物の生態系を育むなど、自然環境の保全・創出に努めます。

また、自然教室など市民が自然環境の大切さを実感する機会を設けることや小・中学校での環境教育等を通じて、環境意識の高揚に取り組みます。

#### 【主要事業】 ○樹林地・屋敷林等の緑地の保全

○環境教育の充実

#### ② 快適な生活環境の創出

快適で心やすらぐ生活環境を実現するため、市民や企業等の協力を得て、水質汚濁や大気汚染などの公害防止対策を進めます。

また、合併処理浄化槽の普及と管理など、家庭における生活雑排水対策や啓発活動に努めるとともに、環境美化活動や不法投棄の監視等を強化します。

#### 【主要事業】 ○公害防止対策の強化

○合併処理浄化槽の普及・適正管理の促進

○環境美化活動の推進

○不法投棄の監視体制の強化

#### ③ 美しい景観の形成

市民や企業等の景観保全意識の醸成を図るとともに、景観を乱す恐れのある建物や野立て看板に対する規制など、美しい田園景観や歴史的景観の保全に努めます。

#### 【主要事業】 ○田園景観の保全

○歴史的景観の保全

○景観保全意識の醸成

#### ④ 廃棄物処理の充実

循環型社会の構築を目指し、地域住民、事業者及び行政の協働によるごみの減量化と資源化を推進するとともに、安全で安心な廃棄物処理により、一層の環境負荷の低減を図ります。

#### 【主要事業】 ○廃棄物処理施設の整備・充実

○廃棄物処理施設の適正な維持管理

○生ごみの堆肥化等資源物のリサイクルの推進

#### ⑤ 地球環境問題への対応

温室効果ガスの排出量削減など環境への負荷の軽減を図るため、太陽光発電の導入など新エネルギーを活用するとともに、省エネルギー活動の促進、環境意識の普及・啓発、環境管理体制の強化を図ります。

- 【主要事業】**
  - 新エネルギーの活用
  - 環境意識の普及・啓発
  - 環境マネジメントシステムの運用

## (2) 子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち ~ 保健・医療・福祉 ~

### ① 健康づくりの推進

市民の健康づくりを推進するため、健康増進計画を策定するとともに健診等の体制を強化し、保健指導や健康教育、健康相談の充実を図ります。

健康づくりは市民が主体的に取り組むことが重要であるため、健康づくりを推進するボランティア団体等の組織の活動を支援し、地域全体の健康意識や食育に対する関心を高めます。

- 【主要事業】**
  - 健康増進計画の策定

- 保健・医療・福祉等の連携強化
  - 健診等の体制、健康相談の充実
  - 保健指導・健康教育の充実

### ② 地域医療体制の充実

病気やけがの軽度な症状から高度・専門医療まで対応できる体系的な地域医療体制の整備に向け、医師会をはじめ、病院、診療所との連携を強化し、かかりつけ医の普及・定着を促進します。

また、病気やけがの症状に応じた初期救急医療から第三次救急医療までの重層的救急医療体制の整備と、休日や夜間等における医療体制の一層の強化に向け、関係機関と調整を図ります。

- 【主要事業】**
  - かかりつけ医の普及促進

- 救命・救急医療体制の整備促進
  - 休日・夜間診療体制の充実
  - （仮称）久喜総合病院の整備促進

### ③ 子育て支援の充実

各種の保育サービスや放課後児童対策、家庭児童相談等の充実をはじめ、多様なニーズに対応し、誰もが安心して子どもを産み、育てることができるよう子育て支援の充実を図ります。

経験豊かな高齢者の知識や地域の輪を生かし、地域全体で子育て家庭を支援する環境づくりを推進します。

- 【主要事業】**
  - 多様な保育サービスの提供

- 地域における子育て支援体制の充実
  - 各種相談体制の充実

### ④ 高齢者福祉の充実

高齢者福祉施設や介護保険事業の充実、市民やボランティアとの連携による介護予防・生活支援サービスの提供など、住み慣れた地域での高齢者の生活を支える地域ケア体制を整えます。

さらに、これまでの経験や能力を生かした社会参加の機会の充実を図るなど、生きがいづくりを推進します。

- 【主要事業】**
  - 生活支援サービスの充実
  - 介護保険事業の充実
  - 高齢者の生きがいづくりの推進

## ⑤ 障がい者（児）福祉の充実

障がいのある人もない人も、相互に理解を深め支え合いながら、ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者（児）が生活しやすい環境を整えます。

障がい者（児）のニーズに的確に対応したきめ細かい支援サービスを提供するため、福祉ボランティア等の団体と連携し、自立に向けた支援の充実を図ります。

- 【主要事業】**
  - 障がい者（児）支援サービスの充実
  - 障がい者（児）に対する生活支援体制の充実
  - 障がい者の自立・就労支援
  - ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の充実

## ⑥ 地域福祉・地域ボランティアの充実

地域福祉に関する意識の向上や福祉ボランティアの育成・支援と連携の強化など、市民、事業者、福祉団体及び行政が協力して地域の相互扶助機能の充実を図ります。

- 【主要事業】**
  - 地域福祉推進に向けた意識の普及・啓発
  - 地域ボランティアの育成・支援

## ⑦ 社会保障制度の充実

国民健康保険事業の一層の健全化のため、保険税の収納率の向上やレセプト審査点検の充実を図り、保険財政基盤の強化に努めます。

後期高齢者医療制度については、保険料の確保と収納率の向上を図るなど、制度の適正な運営に努めます。

国民年金事業については、年金制度に対する理解を深めるため、広報・啓発活動や相談体制の充実を図ります。

- 【主要事業】**
  - 国民健康保険税の適正賦課と保険税収納率の向上
  - レセプト審査点検の強化
  - 後期高齢者医療制度の的確な運営
  - 国民年金制度の普及・啓発

## (3) 心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にするまち ~ 教育・文化 ~

### ① 幼児教育の充実

小学校での集団学習に円滑に移行できるよう、幼児教育の充実を図ります。

地域特性や保護者のニーズに応じて保育所と幼稚園との連携を推進するとともに、保育所と幼稚園の機能を備えた認定こども園の導入を促進します。

- 【主要事業】**
  - 保育所と幼稚園との連携
  - 認定こども園の導入促進

## ② 学校教育の充実

小・中学校の校舎、体育館の改修及び改築、耐震補強などを進め、安全で快適な就学環境を整えます。

また、学校、家庭、地域との連携を強化して地域が一体となった学校支援体制を整え、良好な教育環境の形成に努めます。

学校独自の取り組みを尊重して特色ある学校づくりを促し、情報関連設備の整備による国際化や情報化に対応した授業の充実を図ります。併せて、児童生徒の学力と体力を伸ばすとともに、豊かな人間性を育む学校教育を推進します。

### 【主要事業】 ○小・中学校の校舎・設備の充実

- 小・中学校の校舎等の耐震補強の実施
- 家庭、地域と連携した学校支援体制の強化
- 国際化や情報化に対応した教育の推進
- 学力・体力を伸ばす教育の推進
- 豊かな人間性を育む教育の推進

## ③ 青少年の健全育成

学校、家庭、地域及び関係機関との連携を図りながら、青少年健全育成の活動とともに、青少年を犯罪等から守る対策を推進します。

また、青少年のコミュニケーション能力や他人への思いやりの心を育むとともに、郷土に対する誇りや愛着心を育てるため、伝統行事やイベント等への参加を促進します。

### 【主要事業】 ○社会体験機会の充実

- 青少年健全育成活動の推進

## ④ 生涯学習の推進

新市に点在する生涯学習施設を有効活用するため、ネットワーク化を図り、生涯学習に取り組みやすいまちづくりを推進します。

また、市民の自発的な学習活動の促進を図るとともに、学習の成果を発表する機会を充実し、市民の力を地域社会に生かせる仕組みを整えます。

### 【主要事業】 ○生涯学習施設の有効活用

- 多彩な生涯学習機会の提供
- 公民館・図書館活動の充実
- 市民大学・高齢者大学・出前講座等の充実

## ⑤ 歴史・文化の継承と活用

伝統行事や祭り等を活用し、郷土に対する愛着心の醸成、次世代への伝承及び地域相互の交流などを促進します。

文化活動への参加機会や文化鑑賞・発表の機会を充実し、市民の主体的な文化活動を支援します。

歴史的文化財等は、まちづくりの地域資源として活用を図るとともに、市民の貴重な財産としてその保全に努めます。

- 【主要事業】**
- 伝統芸能や祭等の保全・継承への支援
  - 文化活動の参加・鑑賞・発表機会の充実
  - 文化団体の育成・支援
  - 文化財の保全

#### ⑥ スポーツ・レクリエーション活動の充実

健康の維持増進や心身のリフレッシュに向けて、スポーツやレクリエーションを定期的に行えるよう、講習会やイベントなどの充実を図ります。

また、スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援を図るとともに、スポーツ・レクリエーションを通じた市民相互の交流を深めます。

- 【主要事業】**
- スポーツ・レクリエーション施設の充実

- スポーツ・レクリエーション活動の参加機会の充実
- スポーツ・レクリエーション活動を通じた市民交流の促進
- スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援

### (4) 安全で調和のとれた住みよい快適なまち ~ 都市基盤 ~

#### ① 都市機能の整備

新市の特長である恵まれた田園環境が保全され、良好な生活環境が将来にわたり維持されるよう、長期的視点に立った土地利用計画を策定します。

駅や駅周辺地域の整備、圏央道のインターチェンジやジャンクション周辺、幹線道路沿線での開発を計画的に推進します。

- 【主要事業】**
- 環境と開発とのバランスのとれた土地利用計画の策定

- 土地区画整理事業等の推進
- 駅並びに駅周辺地域の整備

#### ② 道路・公共交通の整備・充実

新市の一体性の向上、市内の円滑な移動の実現を図るため、幹線道路や生活道路の整備を推進するとともに、歩行者や自転車通行者に対する安全を確保するため、歩道や自転車通行レン又等の整備に努めます。

また、公共交通については、鉄道の混雑緩和と利便性の向上を図るため、輸送力の増強とネットワークの強化等を働きかけるとともに、既存バス路線の維持・充実に努めます。

- 【主要事業】**
- 新市の一体化を促す幹線道路の整備

- 生活道路の整備
- 人に優しい道路づくりの推進
- 公共交通の充実促進

#### ③ 公園の緑化と水辺環境の保全

日常生活の身近な場所に公園や緑地を充実させるとともに、市民が気軽に自然とふれあえるよう、運動公園や大規模公園等の緑化を推進します。

さらに、河川、池、沼及び用水路等の水辺環境の保全を図るとともに、自然観察池や親水型

の散策場所や遊歩道の整備に努めます。

- 【主要事業】 ○憩いの場としての公園の充実
- 水辺環境の保全と有効活用
- 水と緑と花のネットワークの形成

#### ④ 上下水道の整備

安定した水道水の供給を図るため、経年水道施設の計画的な更新、水道施設の耐震化、水質管理体制の充実等に努めます。また、給水体制の一体化や一元管理など合理的な給水体制を整え、水道事業の効率化と健全経営に努めます。

美しい水辺環境と清潔で快適なまちづくりを進めるため、公共下水道の計画的な整備と農業集落排水処理施設の適切な管理を推進します。

- 【主要事業】 ○安定給水の確保
- 水道施設の整備・充実
- 公共下水道の整備
- 農業集落排水処理施設の適正管理

#### ⑤ 治水・防災・消防体制の充実

河川や水路の治水対策の充実を図り、水害の起こりにくいまちづくりを進めるとともに、防災体制の強化、自主防災組織の育成・支援、市民の防災意識の普及・啓発などに努めます。

また、火災予防体制の強化を図るとともに、市民の生命、財産を守る消防救急体制の充実・強化に努め、緊急時にも安心できるまちづくりを推進します。

- 【主要事業】 ○治水対策の充実
- 防災体制の強化
- 自主防災組織の育成・支援
- 消防体制の充実・強化
- 救急・救助体制の充実・強化

#### ⑥ 防犯体制の強化

警察、防犯協会、地域防犯組織など関係機関との連携を強化するとともに、市民の防犯意識の向上や地域の防犯体制の強化を促進します。

また、道路・公園などの防犯性を高め、安全な地域環境の形成にも努めます。

- 【主要事業】 ○防犯意識の普及・啓発
- 地域が一体となった防犯体制の強化
- 防犯灯の整備

#### ⑦ 交通安全対策の充実

道路照明灯やカーブミラーなど交通安全施設をより充実させることにより、歩行者等の安全に配慮した道路交通環境の整備を推進します。

また、地域の実情に応じた交通規制を警察署へ要望するとともに、交通安全に関する知識の普及や啓発など交通安全運動を推進します。

- 【主要事業】**
- 交通安全施設の充実
  - 放置自転車対策の充実
  - 地域の実情に応じた交通規制の要望
  - 交通安全運動の推進

## (5) 地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち ~ 産業・経済 ~

### ① 農業の振興

農業の振興を図るため、優良農地の保全や生産基盤の整備に努めるとともに、経営規模の拡大や集団的生産組織など農業の担い手の育成を図ります。

また、消費者ニーズに対応した付加価値の高い農業を推進するため、農産物のブランド化や特産品の開発、地域の特性を生かした観光農業の振興を図ります。併せて有機農業など環境に配慮した農業の振興に努めます。

- 【主要事業】**
- 農業生産基盤の整備
  - 農業経営基盤の強化と農業経営者（担い手）の育成
  - 高付加価値農業の推進
  - 地産地消の推進
  - 環境保全型農業の推進

### ② 工業の振興

優良企業の誘致や既存工業団地の整備・拡充を推進するとともに、交通利便性を生かし、国道122号沿線や東北道と圏央道の（仮称）久喜白岡ジャンクション及び（仮称）菖蒲白岡インターチェンジ周辺、主要地方道さいたま栗橋線と国道125号の交差点及び主要地方道さいたま栗橋線と幸手久喜線の交差点周辺に新産業拠点の整備を推進します。

また、地域経済を支える中小企業の経営基盤強化のための施策を推進し、後継者の育成、魅力ある産業の育成に努めます。

- 【主要事業】**
- 新たな産業拠点の整備促進
  - 交通利便性を生かした企業誘致
  - 既存工業団地の整備促進

### ③ 商業の振興

賑わいと活力のある商店街の形成を促進するため、中心市街地の活性化に取り組むとともに、高齢者のニーズに対応し、新たなコミュニティの場ともなりうる地域密着型の商店街づくりに努めます。

また、商業経営者の育成や経営基盤の強化に対する支援とともに、商業団体の育成・支援に努めます。

提燈祭り、くりはし夏祭り、鷺宮神社恒例祭等の伝統的な祭りや、あやめ、ラベンダー、コスモスなどの花によるまちづくりを生かした商業の振興にも取り組みます。

- 【主要事業】**
- 地域密着型の商店街づくり
  - 経営基盤の強化支援
  - 商業団体の育成・支援

## ○観光を生かした商業の展開支援

### ④ 観光の振興

花や伝統文化、史跡等の観光資源の環境整備及びネットワーク化を図り、個性と魅力にあふれた観光事業を展開します。

新市の南西部地域において工事が進められている圏央道休憩施設については、一般道利用者や地域住民も利用できる観光交流拠点として整備を推進します。

#### 【主要事業】 ○花や伝統文化を生かした観光事業の育成

- 観光資源のネットワーク化
- 圏央道休憩施設の整備

### ⑤ 勤労者福祉と就業支援の充実

勤労者が豊かで充実した生活が送れるよう、関係機関・団体との連携により、福利厚生の充実を図るとともに安定した就業環境の確保に努めます。

また、若者や女性の就業への支援、さらに、定年退職後にその経験と技能を生かすことのできる新たな就業の支援に努めます。

#### 【主要事業】 ○就業機会の確保の促進

- 勤労者福祉の向上
- 就業支援の充実

### ⑥ 消費生活の充実

住民が安心して暮らせるまちを目指し、安全で安心な商品を購入できるよう、消費生活情報の提供と啓発活動に努めるとともに、消費生活において生じた問題などを解決するための消費生活相談の充実を図ります。

また、環境に配慮した消費者活動を促進します。

#### 【主要事業】 ○消費生活情報の提供

- 消費生活相談の充実
- 環境にやさしい消費者活動の促進

## (6) 市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち ~ 地域コミュニティ ~

### ① コミュニティ活動の推進

町内会や自治会、NPO 等の組織づくりを支援するとともに、活動拠点となる施設の充実や情報の提供など、コミュニティ活動を積極的に推進します。

#### 【主要事業】 ○地縁的なコミュニティ組織の活動支援

- 新たなコミュニティ組織づくりの促進
- コミュニティ活動拠点施設の充実
- コミュニティ活動情報の提供

## ② 協働のまちづくりの推進

環境問題や教育問題への取り組み、福祉問題への対応など、ますます多様化し高度化するまちづくりの課題を地域の創意と工夫により解決していくため、NPO活動やボランティア活動を支援し、計画策定、審議会等への市民の参加を促進します。

また、新市において自治基本条例を制定し、市民、事業者、行政等の役割分担を定め、協働のまちづくりを推進します。

### 【主要事業】 ○NPO活動やボランティア活動への支援

- 審議会等や計画策定における市民参加の推進
- 協働のまちづくりの推進

## ③ 人権尊重と男女共同参画社会の実現

すべての人が、生まれながらに有する権利である人権を尊重する社会の実現に向け、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に関する教育や啓発活動を積極的に行うとともに、相談事業の充実に努めます。

男女がともにいきいきと個性と能力を發揮し、あらゆる分野で平等に参画できる社会の実現を目指し、男女共同参画の推進に関する啓発活動を積極的に行い、各種相談事業の充実に努めるとともに、審議会等への女性委員の登用を推進します。

### 【主要事業】 ○人権啓発・教育の推進

- 人権相談事業の充実
- 男女共同参画に向けた啓発・教育の推進
- 男女共同参画に関する相談事業の充実
- 審議会等への女性委員の登用

## ④ 交流活動の推進

国際社会に対応できるよう、国際理解の促進や国際的視野に立った人づくり、地域づくりを目指すとともに、外国籍の市民への支援の充実に努めます。

姉妹・友好都市等との交流を促進するとともに、市民の相互交流の支援に努めます。

自然や歴史を通じた文化交流、小・中学生の教育交流、観光や特産品による産業交流など地域間の交流を促進します。

### 【主要事業】 ○外国籍市民との交流促進

- 国際交流事業の充実
- 地域間交流事業の充実

## ⑤ 情報公開の推進

市民のまちづくりへの参加のため、情報公開を推進し、広報・広聴活動の充実、ICTを活用した市民と行政のコミュニケーションなど積極的な情報提供に努めます。

また、個人情報の保護と活用のバランスをとりながら、適切な情報管理にも努めます。

### 【主要事業】 ○情報公開の推進と個人情報の保護

- 広報・広聴活動の充実

## (7) 行財政を見直し、改革を進めるまち ~ 行財政 ~

### ① 行政改革の推進

新市が持続的に発展し自立したまちづくりを実現していくため、職員の政策立案能力の向上や組織の見直しによる行政事務の効率化を図り、ＩＣＴを活用するなど最少の経費で最大の効果が得られるよう、簡素で効率的な行財政運営を目指し行政改革を推進します。

また、透明性の高い行政を目指し、政策・施策・事務事業について評価する行政評価システムを積極的に活用します。

#### 【主要事業】 ○職員の能力向上

- 定員管理の適正化
- 行政事務の効率化
- 電子自治体の推進
- 公共施設の管理運営の効率化
- 行政評価システムの推進

### ② 健全な財政運営の確立

市税の適正な確保と収納率の向上等により、自主財源を確保するとともに、受益と負担の公平性の確保という観点から、使用料・手数料について適正な受益者負担に努めます。

併せて、行政経費の削減を図り、効率的かつ効果的で健全な財政運営に努めます。また、財政状況について積極的な情報公開を行い、財政運営の透明化に努めます。

#### 【主要事業】 ○税収の確保

- 透明な財政運営と経費削減

## 第6章 新市における埼玉県事業の推進

### 1 埼玉県の役割

新市は、貴重な歴史的遺産をはじめ、緑豊かな自然環境に恵まれるとともに、ＪＲ宇都宮線、東武伊勢崎線及び東武日光線の鉄道網や、東北道の久喜インターチェンジ、国道4号、122号、125号、主要地方道さいたま栗橋線、川越栗橋線及び春日部久喜線等が整備され、現在、圏央道の（仮称）久喜白岡ジャンクション及び（仮称）菖蒲白岡インターチェンジの建設も進められていることから、今後、ますます首都圏の広域的な交通の要衝として重要な地域となります。

また、圏央道の開通により、圏央道インターチェンジ周辺地域などでは、企業立地のポテンシャルが飛躍的に高まることが期待されます。

新市は、このように恵まれた条件の都市として、一層の発展が期待されており、合併を大きな契機として、地域資源や地理的条件等を有効に活用しながら特色あるまちづくりを進めるとともに、市民参加を促進し、住民自治の充実を図ります。

埼玉県においては、この地域の発展に資する施策事業の重点実施により、新市の速やかな一体性と自立性の高い地域づくりの支援を積極的に行うこととしています。

## 2 新市における主な埼玉県事業

### (1) 県土をネットワーク化する幹線道路の整備推進

県土をネットワーク化し、移動時間の短縮に大きな効果のある国道や主要地方道などの幹線道路を重点的に整備し、日常生活や社会経済活動の発展を支える円滑な道路交通を確保します。

#### 【主要事業】 ○国道 125 号栗橋大利根バイパスの整備

- 春日部久喜線の整備
- 加須幸手線バイパスの整備
- 六万部久喜停車場線バイパスの整備
- 春日部菖蒲線バイパスの整備

### (2) 交通混雑を解消する交差点の改良の推進

慢性的な交通渋滞を解消するため、交差点への右折帯の設置や変則十字路の改良など効果的な整備を進め、円滑な道路交通を確保します。

#### 【主要事業】 ○さいたま栗橋線（下早見）交差点改良

- 幸手久喜線（青葉）交差点改良
- 川越栗橋線（小林）交差点改良
- 北根菖蒲線（しょうぶ会館前）交差点改良

### (3) 安全で安心な道路環境づくり

交通事故のない安全で安心な道路環境づくりを進めるため、歩道整備、信号機の新設・改良等を行い、交通安全施設の整備を推進します。

なお、歩道の整備や信号機の設置にあたっては、通学路、人や自動車の交通量が多く事故の危険性が高い箇所、交通事故が多発している箇所を重点的に整備します。

#### 【主要事業】 ○さいたま栗橋線の歩道整備

- 川越栗橋線の歩道整備
- 羽生外野栗橋線の歩道整備

### (4) 汚濁を防ぐ治水対策の推進

床上浸水等から県民の生命と財産を守るため、河川改修や調節池などの治水施設の整備を推進します。

治水施設の整備にあたっては、生命、財産に重大な被害を生じる床上浸水の解消を目指し、床上浸水が生じた箇所などを重点的に整備します。

#### 【主要事業】 ○中川改修

- 青毛堀川改修

### (5) 防犯のまちづくり

安全で安心して暮らせるまちづくりのため、市民、事業者等が行う自主防犯活動を支援するなど、地域安全活動を推進します。

身近な犯罪や凶悪犯罪等に的確に対応するための取組を強化し、安全・安心の確保に努めます。

#### **(6) 水と緑に囲まれた県営公園の整備**

県民が余暇を有意義に過ごすことができるよう、スポーツ活動や自然、歴史、文化を生かしたレクリエーション等の憩いの場として、また災害時には復旧活動拠点としての機能を果たす県営公園の整備を推進します。

##### **【主要事業】 ○権現堂公園の整備**

#### **(7) 田園都市産業ゾーンづくりの推進**

圏央道開通を産業基盤づくりの絶好のチャンスと捉え、田園都市産業ゾーン基本方針に基づき、産業基盤づくりを積極的に支援します。

#### **(8) 高等学校教育の充実**

県立高等学校の再編整備により開校する栗橋新校（仮称）では、地域との連携に基づく教育活動を通じて、地域社会とのつながりを大切にし、将来の地域社会を支える人材を育成します。

### **第7章 公共施設の統合整備**

公共施設の統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、各施設が担う役割や利用状況、地域の特性やバランス、財政事情等を考慮しながら、新市の均衡ある発展と住民の福祉の向上に資するよう計画的な整備を図ります。

さらに、情報通信網の積極的な活用によるネットワーク化など、効率的な施設の運営と活用が行われるよう整備を図ります。

### **第8章 財政計画**

新市における財政計画は、歳入・歳出の費目ごとに、過去の実績や人口の推移等を勘案して、平成22年度から平成31年度までの10年間について、普通会計ベースで作成しました。

計画の作成にあたっては、現行の制度を踏まえ、将来に渡って健全な財政運営を行うことを基本として、国からの財政支援措置を盛り込むとともに、合併による歳出の削減効果等を反映させ推計しています。

## [歳入]

### ①地方税

現行の税制度を基本に過去の実績等を考慮し、また、合併後の調整による影響額を盛り込んでいます。

### ②地方譲与税

過去の実績等により推計しています。

### ③交付金

過去の実績等により推計しています。

国や県から交付される各種交付金（地方特例交付金、利子割交付金、地方消費税交付金等）をまとめています。

### ④地方交付税

普通交付税については、合併に伴う算定の特例（合併算定替）により推計するとともに、合併直後の臨時の経費に対する財政措置分を見込んでいます。

特別交付税については、過去の実績等により推計しています。

### ⑤分担金・負担金

過去の実績等により推計しています。

### ⑥使用料・手数料

過去の実績等により推計しています。

### ⑦国庫支出金・県支出金

過去の実績等を踏まえ、扶助費の額に連動させて推計しています。

### ⑧繰入金・繰越金

繰入金については、歳入不足分を財政調整基金から繰り入れることにし、繰越金については前年度剰余金を計上することとしています。

### ⑨地方債

過去の実績等を踏まえ、普通建設事業費の額に連動させて推計しています。

合併推進債については、新市において事業の適債性等を総合的に判断して活用すべきであると考え、本計画では見込まないこととしています。

### ⑩諸収入・その他

過去の実績等により推計しています。

## [歳出]

### ①人件費

合併後的一般職職員の退職者補充の抑制による削減や、特別職職員の減、議会議員等の削減を見込んで推計しています。

### ②扶助費

過去の実績と将来推計人口を勘案して推計しています。

### ③公債費

合併前に起債した地方債に係る償還額に、合併後に新たに起債する地方債の償還予定額を加算して推計しています。

### ④物件費

行財政運営の効率化による削減効果として、合併後の10年間で、人口1人当たりの物件費を類似団体と同程度になるように経費削減を見込んでいます。

### ⑤維持補修費

過去の実績等により推計しています。

### ⑥補助費等

過去の実績等により推計しています。

### ⑦繰出金

過去の実績等により推計しています。

### ⑧積立金

地方財政法第7条第1項の規定に基づき、前年度剰余金の2分の1を財政調整基金へ積み立てるものとしています。

### ⑨投資・出資・貸付金

過去の実績等により推計しています。

### ⑩普通建設事業費

過去の実績等により推計しています。

## ■歳入

(単位：百万円)

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
地方税	22,173	22,334	22,418	22,346	22,233	22,122	22,012	21,901	21,791	21,683
地方譲与税	546	546	546	546	546	546	546	546	546	546
交付金	2,139	2,139	2,139	2,139	2,139	2,139	2,139	2,139	2,139	2,139
地方交付税	4,086	3,812	3,630	3,569	3,509	3,037	2,679	2,333	1,996	1,670
分担金・負担金	502	502	502	502	502	502	502	502	502	502
使用料・手数料	452	452	452	452	452	452	452	452	452	452
国庫支出金	4,020	3,901	3,535	3,563	3,606	3,610	3,649	3,685	3,719	3,750
県支出金	2,008	2,033	2,057	2,079	2,099	2,117	2,133	2,148	2,162	2,175
繰入金・繰越金	64	107	360	146	653	734	922	896	783	833
地方債	4,495	3,415	2,923	2,918	3,391	2,843	2,818	2,793	2,803	2,874
諸収入・その他	1,075	1,144	1,087	1,027	1,027	1,027	1,027	1,027	1,027	1,027
歳入合計	41,560	40,385	39,649	39,287	40,157	39,129	38,879	38,422	37,920	37,651

\*表示単位未満を四捨五入し、端数調整をしてあります。

## ■歳出

(単位：百万円)

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
人件費	8,461	8,302	8,146	7,991	7,884	7,660	7,442	7,074	6,990	6,867
扶助費	6,035	6,172	6,297	6,412	6,517	6,614	6,699	6,776	6,847	6,914
公債費	4,918	4,960	5,490	4,875	4,812	4,462	4,385	4,365	4,280	4,275
物件費	5,356	5,277	5,198	5,119	5,040	4,961	4,882	4,803	4,724	4,645
維持補修費	384	384	384	384	384	384	384	384	384	384
補助費等	6,169	6,169	6,203	6,223	6,223	6,223	6,138	6,138	6,104	6,084
繰出金	5,084	5,124	5,165	5,207	5,260	5,316	5,372	5,431	5,492	5,555
投資・出資・貸付金	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
積立金	11	107	210	50	326	367	461	448	0	0
普通建設事業費	5,115	3,564	2,428	2,346	2,950	2,193	2,193	2,193	2,239	2,368
歳出合計	41,560	40,086	39,548	38,634	39,423	38,207	37,983	37,639	37,087	37,119

\*表示単位未満を四捨五入し、端数調整をしてあります。

## 用語解説

	用語	内容
あ	I C T	情報・通信に関連する技術一般の総称のこと。 Information and Communication on Technology の略
	N P O	非営利組織。営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。 Nonprofit Organization の略
か	環境保全型農業	環境への悪影響を与えないよう留意し、土づくりなどを進めて化学肥料や農薬の使用を抑制した農法のこと。
	環境マネジメントシステム	環境保全に向けて、企業・事業所等の組織が、環境への負荷を低減していくための「方針・計画」を立て、それを「実行」し、その達成度を「測定・評価」し、結果をもとに「見直し・改善」し、新たな目標に取り組んでいこうという仕組みのこと。
	行政評価システム	行政が行う活動の成果向上に向けて、政策、施策、事務事業について客観的に評価し、改善を進めていく仕組みのこと。
	救急告示病院	事故や急病時の救急医療が可能で、県知事からの認定・告示を受けている病院のこと。
	コー ホー ト要因法	コー ホー ト（年齢階級）ごとに、出生、死亡、社会移動などの推計要因について仮定値を設定して将来人口を求める手法のこと。将来人口を推計する代表的手法。
さ	三位一体の改革	地方分権の推進に向けて「国庫補助負担金の廃止・縮減」、「地方交付税の縮小」、「地方への税源移譲」を一体的に進める財政制度改革のこと。
	指定管理者制度	民間企業の経営ノウハウの活用、住民サービスの向上、経費削減などを目的として、民間企業等による公共施設の管理運営を可能にした制度のこと。
	循環型社会	資源の採取や廃棄を抑制し、一度使用したものを持ち返し使用するなど、環境への影響を最小にするような仕組みをもつ社会のこと。
	初期救急医療	入院治療の必要がなく、外来治療で対応できる軽症の救急患者に対応する医療のこと。
	税源移譲	納税者が国に納める国税を減らし、都道府県や市町村に納める地方税を増やすことで、国から地方へ税源を移すこと。

	用語	内容
た	第三次救急医療機関	重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者を受け入れる救命救急センターを有する医療機関のこと。
	電子自治体	I C Tを活用し、行政サービスの高度化及び行政の簡素化・効率化を図ることを進める自治体のこと。
な	認定こども園	保護者が就労している、していないにかかわらず、就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援を行う都道府県知事が認定する施設のこと。
	農業集落排水処理施設	農村地域の生活排水などの汚水を集めて処理する施設のこと。
	ノーマライゼーション	障がいのある人や高齢者を特別視するのではなく、社会の中で普通に生活し、活動することが、社会の本来の姿であるという考え方のこと。
は	普通会計	各地方公共団体の会計区分が一様ではないため、地方公共団体相互間の比較を可能にする等の観点から、統一的な方法により、その他の会計と区分した一般行政部門の会計のこと。
ま	マスターplan	まちづくりなどの基本的な方針を定めた計画のこと。
や	ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。
ら	レセプト	診療報酬明細書のこと。診療所や病院が保険運営機関に医療費を請求する明細書のこと。
わ	ワークショップ	市民などの関係者が、意見やアイデアを自由に出し合い、地域課題の解決や計画作成などを行う共同作業の総称のこと。

### **資料3 合併協定書**

#### **1 合併の方式**

久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

#### **2 合併の期日**

合併の期日は、平成22年3月23日とする。

#### **3 新市の名称**

新市の名称は、「久喜市」とする。

#### **4 新市の事務所の位置**

- (1) 新市の事務所の位置は、久喜市大字下早見85番地の3（現久喜市役所）とする。
- (2) 菖蒲町、栗橋町及び鷺宮町の現庁舎については、市民の利便性を考慮した総合支所とする。

#### **5 地域審議会、地域自治区、合併特例区の取扱い**

- (1) 地域審議会、地域自治区及び合併特例区については、新市において設置しないものとする。
- (2) 合併後の新市の一体性の確立及び各地域の均衡ある発展を図るため、地方自治法第138条の4に規定する附属機関を、新市において設置するものとする。

#### **6 議会の議員の定数及び任期の取扱い**

議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法第91条第7項の規定による新市の設置に伴う議会の議員の定数（合併後初めて行う選挙による議員の定数）は、34人とする。なお、議会の議員の定数については、新市の議会において適宜検討するものとする。
- (2) 市町村の合併の特例等に関する法律第8条第1項の規定による定数特例及び同法第9条第1項の規定による在任特例は適用しない。
- (3) 選挙区については、設置しない。

#### **7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い**

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 新市に一つの農業委員会を設置する。
- (2) 農業委員会等に関する法律第7条の規定による新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、30人とする。選挙による委員の選挙は、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項の規定を適用し、合併前の市町の区域をもって4つの選挙区を設け、それぞれの定数は次のとおりとする。

合併前の久喜市を区域とする選挙区 7人

合併前の菖蒲町を区域とする選挙区 11人

合併前の栗橋町を区域とする選挙区 6人

合併前の鷺宮町を区域とする選挙区 6人

- (3) 久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷺宮町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項の規定を適用し、合併の日から平成22年6月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

## 8 地方税の取扱い

- (1) 1市3町で差異のない税については、現行のとおりとする。

- (2) 1市3町で差異のある税については、次のとおりとする。

- ① 法人市民税の法人税割の税率については、久喜市の例により合併時に統合する。  
② 都市計画税の税率については、市町村の合併の特例等に関する法律第16条第1項の規定に基づき、平成22年度から平成24年度までは、菖蒲町の区域において次のとおり不均一課税とし、平成25年度から久喜市、栗橋町及び鷺宮町の例により統合する。

平成22年度 0.00%

平成23年度 0.00%

平成24年度 0.10%

平成25年度 0.20%

- ③ 3町の市街化区域内農地に対して課する固定資産税及び都市計画税については、市町村の合併の特例等に関する法律第16条第3項の規定に基づき、平成23年度から5年度分は、宅地並み課税を行わないものとする。

- ④ 入湯税については、久喜市、栗橋町及び鷺宮町の例により合併時に統合する。

## 9 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷺宮町の一般職の職員については、市町村の合併の特例等に関する法律第12条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

- (2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

- (3) 職名及び任用については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。

- (4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については現給を保障する。

## 10 財産の取扱い

- 1市3町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

## 11 特別職の身分の取扱い

特別職の設置、人数、任期及び報酬等については、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整するものとする。

- (1) 新市の市長職務執行者については、1市3町の長が別に協議して定める。

- (2) 市長、副市長及び教育長の設置等については、法令の定めるところによる。給料の額は、

現行の給料額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。

- (3) 議会の議員及び農業委員会委員の報酬の額については、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- (4) 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員、公平委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- (5) 審議会・委員会等の附属機関は、次のとおり取扱うものとする。
  - ① 現に1市3町で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。
  - ② 一部の市町にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。
  - ③ 人数、任期、報酬額は、現行の制度等をもとに調整する。
- (6) その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の人数、任期、報酬額等をもとに調整し、新市において新たに設置する。

## 12 条例、規則等の取扱い

条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分等により即時制定し、施行させるもの（即時施行）
- (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させるもの（暫定施行）
- (3) 合併後逐次制定し、施行させるもの（漸次施行）

## 13 事務組織及び機構の取扱い

新市の行政組織及び機構は、次の方針により整備するものとする。なお、総合支所の組織については、住民サービスに急激な変化を来すことのないよう配慮するものとする。

### 事務組織及び機構の整備方針

- (1) 従来の行政サービスを低下させない組織・機構
- (2) 市民にとってわかりやすく利用しやすい組織・機構
- (3) 市民の声を適正に反映できる組織・機構
- (4) 行政課題等に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
- (5) 指揮命令系統が明確な組織・機構
- (6) 簡素で効率的な組織・機構

## 14 一部事務組合等の取扱い

一部事務組合等の取扱いについては、住民生活に支障を来さないよう、次のとおりとする。ただし、一部事務組合等の構成市町村の状況により、その組合等の存立に支障を来す場合には、別途調整する。

- (1) 次の一部事務組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
  - ① 埼玉県市町村総合事務組合
  - ② 広域利根斎場組合

- ③ 久喜地区消防組合
  - ④ 久喜宮代衛生組合
  - ⑤ 北本地区衛生組合
  - ⑥ 栗橋町外五箇市町水防事務組合
- (2) 栗橋・鷺宮衛生組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務並びに財産及び債務を新市に引き継いだ後に、新市から久喜宮代衛生組合に引き継ぐものとする。
- (3) 栗橋・大利根土地区画整理一部事務組合については、合併前に解散し、栗橋町の区域に係る事務並びに財産及び債務を栗橋町に引き継ぎ、合併の日に新市に引き継ぐものとする。
- (4) 次の広域連合、協議会については、合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市において合併の日に当該団体に加入する。
- ① 彩の国さいたま人づくり広域連合
  - ② 埼玉県後期高齢者医療広域連合
  - ③ 埼玉県利根広域行政推進協議会

## 15 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設等の使用料については、可能な限り合併時に統一する。
- (2) 手数料については、1市3町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基に、サービスに対する適正な負担額を検討し、原則として合併時に統一する。

## 16 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、できる限り合併時に統合又は再編できるよう調整に努めるものとする。

## 17 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等については、従来からの経緯や実情等に配慮するとともに、目的や効果などを総合的に勘案しながら、公共的必要性、有効性、公平性等の観点から見直しを図り、次のとおり調整する。

- (1) 同一あるいは同種の団体に対する補助金等については、関係団体等の理解と協力を得ながら、統一の方向で調整する。
- (2) 同一あるいは同種の事業に対する補助金等については、制度の統一化に向けて調整する。
- (3) 各市町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、新市全体の均衡を保つように調整する。
- (4) 他の補助金に整理統合できるものについては、統合の方向で調整する。

## 18 町名・字名の取扱い

町名・字名については、次のとおりとする。

- (1) 久喜市、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一名称の「北」については、久喜市の「北」を「久喜北」に、北葛飾郡栗橋町の「北」

を「栗橋北」に変更し、「中央」については、久喜市の「中央」を「久喜中央」に、北葛飾郡栗橋町の「中央」を「栗橋中央」に、北葛飾郡鷺宮町の「中央」を「鷺宮中央」に変更し、「東」については、久喜市の「東」を「久喜東」に、北葛飾郡栗橋町の「東」を「栗橋東」に変更する。

(2) 南埼玉郡菖蒲町においては、現行の字名の前に「菖蒲町」を加えるものとする。

(3) 1市3町の現行の大字名から、「大字」の字句を削除する。

## 19 慣行の取扱い

慣行の取扱いについては、次のとおり定めるものとする。

(1) 新市の市章は、新市において定める。

(2) 新市の市民憲章、市の花、市の木、宣言、市の歌及びシンボルマーク等については、新市において調整する。

(3) 名誉市民の根拠となる制度については、新市において速やかに定める。なお、すでに久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷺宮町においてその称号を贈られている名誉市・町民については、新市に引き継ぐ。

(4) 成人式は、新市において調整する。

(5) 市民の踊りについては、新市において検討する。ただし、現在の久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷺宮町の踊りは、それぞれの地域の踊りとする。

## 20 国民健康保険の取扱い

(1) 国民健康保険税の税率等については、市町村の合併の特例等に関する法律第16条第1項の規定に基づき、現在の市町の税率のままとし、合併後2年以内に再編する。

(2) 国民健康保険運営協議会については、久喜市の例により合併時に統合する。

(3) 出産、葬祭に関する給付については、久喜市、栗橋町及び鷺宮町の例により合併時に統合する。

(4) 出産費貸付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(5) 保養施設事業については、鷺宮町の例により合併時に統合する。

(6) 健康診査助成事業については、久喜市の例により合併時に統合する。

(7) 人間ドック助成については、合併時に再編する。

(8) 特定健康診査等事業については、久喜市の例により合併時に統合する。なお、自己負担についてでは、合併時に再編する。また、外部関係機関との調整が必要な事項は、合併後概ね1年以内に統合し、その間は久喜市の例を尊重する。

(9) 短期被保険者証については、栗橋町の例を基に合併時に統合する。また、資格証明書については、久喜市の例により合併時に統合する。

## 21 介護保険の取扱い

(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画については、合併時に策定し、新たに介護保険料を設定する。

(2) 介護認定審査会については、合併時に再編する。

(3) 介護保険運営協議会については、久喜市の例により合併時に統合する。

- (4) 介護サービス利用者負担助成事業及び支給限度基準額上乗せ助成事業については、久喜市の例により合併時に統合する。
- (5) 介護給付適正化事業及び特定高齢者介護予防事業については、合併時に再編する。
- (6) 地域密着型サービス事業所の指定及び指導監督事業については、現行のとおり存続する。
- (7) 地域包括支援センター運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (8) 生活機能評価については、久喜市の例により合併時に統合する。ただし、外部機関との調整が必要な事項については、合併後概ね1年以内に再編する。

## 22 電算システムの取扱い

電算システムについては、住民サービスの低下を招くことのないよう調整し、合併時に統一を図るものとする。ただし、合併時に必ずしも統一を要しない個別システム等については、新市において調整する。

## 23 情報公開・住民参加システムの取扱い

- (1) 情報公開制度及び個人情報保護制度については、久喜市の例により合併時に統合する。
- (2) 財政事情等の公表については、合併時に再編する。
- (3) 新市の市長の資産等の公開制度については、現行のとおり存続する。
- (4) 審議会等の会議の公開については、久喜市の例により合併時に統合する。
- (5) 行政情報提供の指針については、久喜市の例を基に合併後1年以内に定める。
- (6) 自治基本条例については、久喜市の例を参考にして合併後概ね1年以内に市民の参画を得て新たに制定する。
- (7) 審議会等の委員の選任（公募・女性委員等）、市民参加計画の公表、市民意見提出制度（パブリックコメント）、市民政策提案制度、市民活動推進補助制度及び市民提案型協働事業については、久喜市の例により合併時に統合する。
- (8) 市民活動推進基金については、久喜市の例により合併時に統合し、引き続き活用を図る。

## 24 行政区の取扱い

行政区の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 区の設置基準並びに区長の任期、職務及び全体会議などについては、1市3町の区長等の意見を参考に合併時に再編するものとする。
- (2) 区長会に関することについては、新市において再編するものとする。

## 25 各種事務事業の取扱い

### 25-1 人権推進事業

- (1) 男女共同参画については、男女共同参画計画を合併後2年以内に策定し、推進する。
- (2) 審議会等への女性委員の登用については、新市においても積極的に推進する。
- (3) 人権相談については、久喜市の要綱等を基本として、合併後概ね1年以内に再編する。
- (4) 人権行政推進協議会の組織等については、久喜市の例により合併後に統合する。
- (5) 人権施策推進指針及び同実施計画については、合併後1年以内に策定する。

## 25－2 都市交流事業

- (1) 姉妹・友好都市協定については、合併後に再編する。
- (2) 交流事業については、合併時に再編する。

## 25－3 広報広聴事業

- (1) 広報紙については、月2回（1日、15日）の発行とし、編集方法などについては、合併時に再編する。
- (2) ホームページについては、合併時に新たに開設する。
- (3) 市民懇談会事業については、事業内容の見直しを行い、合併後概ね1年以内に再編する。
- (4) 「市（町）長への手紙、FAX、Eメール事業」については、久喜市の例により合併時に統合する。

## 25－4 防災関係事業

- (1) 地域防災計画については、合併後1年以内に新たに策定する。
- (2) 防災会議については、合併後に再編する。
- (3) 自主防災組織育成支援事業については、久喜市の例により合併時に統合する。
- (4) 防災行政無線については、現行のとおり存続する。なお、運用基準等は合併時に再編する。また、早期にシステム統一の年次計画を検討する。
- (5) 国民保護計画については、合併後1年以内に新たに策定する。

## 25－5 交通・防犯関係事業

- (1) 市内循環バス運行事業については、合併後に再編する。久喜市の事業については、合併後1年以内に今後のあり方について検討する。
- (2) 放置自転車防止対策事業については、久喜市の例により合併時に統合する。
- (3) 交通指導員設置事業については、合併時に再編する。
- (4) 防犯灯整備事業については、合併後に再編する。
- (5) こどもレディース110番の家事業については、久喜市の例により合併時に統合する。

## 25－6 住民窓口業務

住民窓口業務については、住民の利便性と経費を考慮し、合併時に再編する。

## 25－7 障がい者福祉事業

- (1) 障害者基本計画・障害福祉計画については、合併後概ね2年以内に策定する。策定までの間は、「基本計画」については、久喜市の基本理念を尊重し、「障害福祉計画」については、各市町の数値目標を尊重する。
- (2) 障害者自立支援法審査会については、合併時に新たに設置する。
- (3) 福祉タクシー利用料助成事業、重度心身障害者自動車燃料費助成事業、在宅重度心身障害者手当支給事業及び社会参加促進事業については、合併時に再編する。
- (4) その他の障がい者福祉事業については、その事業効果を十分に検討し、合併までに調整する。

## 25－8 高齢者福祉事業

- (1) 緊急時通報システム事業及び配食サービス事業については、合併時に再編する。
- (2) 徘徊高齢者・障がい者探索システム事業及び高齢者軽度生活援助事業については、久喜市の例により合併時に統合する。
- (3) 自立支援デイサービス事業については、合併後、概ね3年以内に、久喜市の例により統合する。
- (4) 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業については、久喜市の例を基に合併時に再編する。
- (5) 一般高齢者介護予防事業及び家族介護用品支給事業については、合併時に再編する。
- (6) その他の高齢者福祉事業については、その事業効果を十分に検討し、合併までに調整する。

## 25－9 児童福祉事業

- (1) 次世代育成支援行動計画については、合併時に再編する。
- (2) 子ども医療費（乳幼児医療費）支給事業については、久喜市の例により合併時に統合する。
- (3) ひとり親家庭等医療費支給事業については、合併時に再編する。
- (4) 地域子育て支援センター運営については、合併時に再編する。
- (5) ファミリー・サポート・センター運営事業については、久喜市の例により合併後1年内に統合する。
- (6) 放課後児童対策事業については、合併時に再編する。
- (7) その他の子育て支援に関する諸施策については、その事業効果を十分に検討し、合併までに調整する。

## 25－10 保育事業

- (1) 公立保育園運営事業については、久喜市の例により合併時に統合する。
- (2) 保育料及び保育料の減免については、久喜市の例により合併時に統合する。
- (3) 民間保育園一時保育補助事業及び民間保育園低年齢児保育補助事業については、現行のとおり新市においても実施する。
- (4) 民間保育園延長保育補助事業、子育て支援休日保育事業及び民間保育園保育所地域活動補助事業については、合併時に再編する。
- (5) 民間保育園障害児保育補助事業については、菖蒲町の例により合併時に統合する。

## 25－11 社会福祉事業

- (1) 地域福祉総合計画については、合併後概ね2年以内に策定する。策定までの間は、久喜市地域福祉総合計画の基本理念と基本目標を尊重する。
- (2) 福祉オンブズパーソン制度については、久喜市の例により合併時に統合する。
- (3) 社会福祉協議会への助成については、合併までに調整する。
- (4) ボランティア育成事業については、久喜市の例により合併時に統合する。
- (5) 福祉基金及び地域福祉基金については、久喜市の例により合併時に統合し、引き続き活用を図る。

- (6) 要援護者見守り支援体制については、久喜市の例により合併後に統合し、3年以内に新市全域で実施する。
- (7) 生活保護事業については、新市で設置する福祉事務所において、法令等に基づき実施する。

#### 25-12 健康づくり・保健事業

- (1) 健康増進計画については、合併後概ね2年以内に策定する。策定までの間は、久喜市及び鷺宮町の計画を尊重する。
- (2) 健康づくり推進協議会については、合併後に設置する。
- (3) 健康づくり教室事業については、既存の事業を基本に、地域の特性、市内全体のバランス等を考慮して、合併時に再編する。
- (4) 食育推進計画については、合併後概ね2年以内に策定する。策定までの間は、久喜市の計画を尊重する。
- (5) がん検診及び肝炎ウイルス検診については、合併時に再編する。
- (6) 初期救急医療については、当面、久喜・白岡・菖蒲・鷺宮休日夜間急患診療所及び栗橋町の夜間当番医事業を現行のとおり存続させながら、合併後に再編する。
- (7) その他の健康づくり・保健事業については、その事業効果を十分に検討し、合併までに調整する。

#### 25-13 ごみ・し尿処理事業

- (1) ごみ処理事務については、新市の区域をもって久喜宮代衛生組合で行うものとする。
- (2) 菖蒲町のごみ処理事務に係る財産及び債務については、合併時に新市に引き継いだ後に、新市から久喜宮代衛生組合に引き継ぐものとする。
- (3) し尿処理事務については、菖蒲町域を除いた新市の区域をもって、久喜宮代衛生組合で行うものとする。菖蒲町域においては、し尿処理は北本地区衛生組合で行い、し尿処理に係る事務は新市において行う。
- (4) ごみの排出・収集体制については、久喜宮代衛生組合の方式を基本として、合併後概ね3年以内に再編する。
- (5) 一般廃棄物処理手数料については、合併後概ね3年以内に再編する。
- (6) 集団資源回収については、合併時に再編する。
- (7) 廃棄物減量等推進制度については、久喜宮代衛生組合の方式を基本として、合併後概ね1年以内に再編する。
- (8) ごみ減量化対策については、久喜宮代衛生組合の例により合併時に統合する。
- (9) し尿・浄化槽汚泥等の収集体制及び処理手数料については、合併後概ね3年以内に再編する。
- (10) 一般廃棄物処理業の許可の取扱いについては、久喜宮代衛生組合が行う。ただし、菖蒲町域のし尿に係る許可の取扱いについては、新市が行う。許可申請手数料については、久喜宮代衛生組合の例により、合併時に統合する。
- (11) 地域協定については、新市においても継続する。

## 25-14 地域環境づくり事業

- (1) 環境基本計画については、合併後概ね2年以内に策定する。
- (2) 地球温暖化対策については、久喜市の例により、合併後概ね2年以内に統合する。
- (3) 環境マネジメントシステム運用事業については、久喜市の例により、合併後概ね2年内に統合する。
- (4) 緑の基本計画については、合併後概ね3年以内に策定する。

## 25-15 農業関係事業

- (1) 農業振興地域整備計画については、合併後1年以内に策定する。
- (2) 農業振興協議会については、合併後1年以内に再編する。
- (3) 市(町)民農園・体験農園については、合併後1年以内に再編する。
- (4) 生産団体等育成事業については、合併後に再編する。
- (5) そば特産化振興事業については、鷺宮町の例により合併時に統合する。
- (6) 農業経営資金については、合併後に再編する。
- (7) 農業センター事業については、鷺宮町の例により合併時に統合する。
- (8) 土地改良施設維持管理適正化事業については、久喜市、栗橋町及び鷺宮町の例により合併時に統合する。
- (9) 農業用排水維持管理事業については、合併後に再編する。

## 25-16 商工・観光関係事業

- (1) 中小企業近代化融資事業については、久喜市の例により合併時に統合する。
- (2) 小口金融あつ旋融資事業については、久喜市の例を基に合併時に再編する。
- (3) 制度資金利子補給事業については、菖蒲町の例により合併時に統合する。
- (4) 商店街振興事業(補助金)については、久喜市の例により合併時に統合する。
- (5) 中心市街地活性化事業については、合併後に検討する。
- (6) 商工会補助事業については、合併後に再編する。なお、合併後概ね3年以内に、商工会の合併に向けた取り組みを促進する。
- (7) 観光協会補助事業については、合併後に再編する。なお、合併後概ね1年以内に、新市の観光協会が設立されるよう調整を図る。
- (8) 市(町)民のまつりについては、現行のとおり存続する。久喜市民まつりについては、新市の市民まつりとなるよう合併後に統合する。
- (9) 企業等誘致条例については、菖蒲町の例を基に合併時に再編する。

## 25-17 勤労者・消費者関連事業

- (1) 勤労者住宅資金貸付事業については、合併時に再編する。
- (2) 消費生活相談については、合併時に再編する。

## 25-18 都市計画事業

- (1) 都市計画審議会については、新市において新たに設置する。
- (2) 都市計画区域については、合併後に再編する。

- (3) 都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。
- (4) 開発行為等の許可については、久喜市の例により合併時に統合し、開発指導については、合併時に再編する。
- (5) 集合住宅建築物の指導については、久喜市の例により合併時に統合する。
- (6) 土地区画整理事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

#### 25-19 建設関係事業

- (1) 道路・河川・橋りょうについては、適切な維持管理に努める。
- (2) 道路新設改良については、新市において引き続き実施する。
- (3) 建築確認業務、建築基準法に基づく許可・認可については、久喜市の例により合併時に統合する。
- (4) 建築物耐震改修促進計画については、久喜市の例により合併時に策定する。
- (5) 市営・町営住宅については、合併時に再編する。
- (6) 駅舎の橋上化事業については、鷺宮町の例により合併時に統合する。
- (7) 道路占用許可関連業務については、久喜市の例により合併時に統合し、水路占用許可関連業務及び法定外公共物使用許可関連業務については、合併時に再編する。

#### 25-20 水道事業

- (1) 水道事業認可については、合併時に再編する。
- (2) 水道事業拡張・整備計画については、合併後2年以内に再編する。
- (3) 水道料金及び水道加入金については、合併後2年以内に再編する。
- (4) 水道関係手数料については、合併時に再編する。

#### 25-21 下水道事業

- (1) 下水道整備計画については、合併後3年以内に再編する。
- (2) 下水道使用料及び負担金については、合併後3年以内に再編する。
- (3) 宅内排水設備促進事業については、合併時に再編する。
- (4) 農業集落排水事業については、合併後3年以内に再編する。
- (5) 農業集落排水使用料及び分担金については、合併後3年以内に再編する。

#### 25-22 学校教育事業

- (1) 小・中学校及び通学区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。また、通学区域の弾力化については、合併後概ね1年以内に再編する。
- (2) 学校給食の実施方法については、当面は現状を維持し、合併後に新市で運営方針を総合的に検討する。  
なお、給食費については、合併時に再編する。
- (3) 学期制については、新市において調整する。
- (4) 入学準備金貸付等育英事業については、合併時に再編する。なお、平成23年度の入学から適用し、それまでの間は各市町の従前の例による。
- (5) 公立幼稚園保育料については、久喜市の例により合併時に統合する。

- (6) 教育相談員事業及び英語教育指導事業については、合併後に再編する。
- (7) その他の学校教育事業については、その事業効果を十分に検討し、調整する。

#### 25-23 コミュニティ事業

- (1) コミュニティ事業については、合併後1年以内に再編する。なお、新市全体のコミュニティ協議会については合併後1年以内に、地区のコミュニティ協議会については概ね3年以内に、それぞれ再編されるように調整を図る。
- (2) コミュニティ施設特別整備事業については、久喜市の例を基本として、合併時に再編する。
- (3) コミュニティセンターの管理・運営については、合併後1年以内に再編する。

#### 25-24 社会教育事業

- (1) 生涯学習基本構想・基本計画については、合併後概ね3年以内に策定する。
- (2) 社会教育関係団体、青少年育成団体及び文化団体連合会については、合併後に再編するよう調整に努める。
- (3) 図書館運営及び広域利用、公民館運営については、合併時に再編する。
- (4) 郷土資料館運営については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市全域の資料等を展示する。
- (5) 地区関連行事については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、合併後3年以内に、新たな方法により市民の交流が図れるよう調整する。
- (6) 郷土伝統芸能伝承事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、支援内容については、新市において調整する。
- (7) その他の社会教育事業については、新市においても引き続き実施するよう合併までに調整する。

#### 25-25 計画的・効率的行政運営

- (1) 総合振興計画については、新市基本計画との整合性を図り、合併後概ね3年以内に新たに策定する。
- (2) 行政改革推進事業については、合併後3年以内に新市の行政改革大綱を策定し、引き続き行政改革を推進する。
- (3) 行政評価システム推進事業については、久喜市のシステムを基に見直しを行い、合併後1年以内に再編する。

### 26 新市基本計画

新市基本計画については、別添「新市基本計画」に定めるとおりとする。

## 調 印 書

久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷺宮町は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会において、合併に関する協議が調ったので、ここに調印する。

平成 21 年 5 月 28 日

久喜市長 田 中 暉 二

菖蒲町長 中 山 登司男

栗橋町長 斎 藤 和 夫

鷺宮町長 本 多 健 治

特別立会人

埼玉県知事 上 田 清 司

立会人

久喜市議会議長 内 田 正

菖蒲町議会議長 加 藤 幸 雄

栗橋町議会議長 原 田 恒 雄

鷺宮町議会議長 上 條 哲 弘

## **資料4 廃置分合申請書関係資料**

### 第1 市制施行に関する書類

- 1 新市の名称及び選定の理由
- 2 新市の事務所の位置及び選定の理由
- 3 合併予定年月日
- 4 廃置分合を必要とした理由
- 5 合併の経緯の概要と住民の意向

### 第2 廃置分合に係る書類

- 1 関係市町の議会の議決書及び会議録の写し
  - (1) 廃置分合に関する議会の議決書謄本
  - (2) 財産処分に関する議会の議決書謄本
  - (3) 議会の議員の定数に関する議会の議決書謄本
  - (4) 農業委員会の委員の任期に関する議会の議決書謄本
  - (5) 市町議会会議録抄本
- 2 協議書の写し
  - (1) 財産処分に関する協議書の写し
  - (2) 議会の議員の定数に関する協議書の写し
  - (3) 農業委員会の委員の任期に関する協議書の写し
- 3 告示の写し
  - (1) 議会の議員の定数に関する告示の写し
  - (2) 農業委員会の委員の任期に関する告示の写し
- 4 合併協定書（写し）
- 5 合併市基本計画書

### 第3 関係市町の現況表（市の要件に関する調書）

### 第4 新市における行政体制整備の概要

- 1 合併時の組織図（案）
- 2 合併時の定員管理の方針、合併後の定員適正化計画策定の方針
- 3 職員の勤務条件関係制度の調整方針
- 4 事務事業一元化の方針

### 第5 埼玉県条例（都市の要件に関する条例）

### 第6 関係図面及び現況写真

#### 【その他（適宜）必要となる書類】

- 1 関係市町の位置図
- 2 関係市町の沿革
- 3 関係市町の組織図
- 4 法定合併協議会
  - (1) 規約
  - (2) 事務局規程
  - (3) 名簿

## 第1 市制施行に関する書類

### 1 新市の名称及び選定の理由

#### (1) 新市の名称

新市の名称は、「久喜（くき）市」とする。

#### (2) 名称の選定理由

新市の名称は、主要な協議事項であることから、まず、久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷺宮町（以下「1市3町」という。）の長で構成する合併推進会議において、慎重な協議を行い、この地域の歴史が刻まれた現在の地名を新市の名称にすることを確認した上で、商業をはじめさまざまな分野で県北東部の中心的な役割を担い、知名度としても高く、地域に定着している「久喜市」を新市の名称として、合併協議会に提案することとした。

合併協議会においては、この提案をもとに、地域住民の意向等を総合的に勘案しながら、3回にわたる慎重な協議を行い、協議会委員全員の賛成により、新市の名称を「久喜市」とすることを確認し、決定した。

### 2 新市の事務所の位置及び選定の理由

#### (1) 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、久喜市大字下早見85番地の3（現久喜市役所）とする。

#### (2) 選定の理由

新市の事務所の位置は、新市の名称と同様、1市3町の長で構成する合併推進会議において、既存庁舎を有効活用することを前提に、慎重な協議を行い、各庁舎の位置や面積、交通の事情、他の官公署との関係を考慮し、現久喜市役所を新市の事務所の位置とすることを、合併協議会に提案することとした。

合併協議会においては、この提案をもとに、住民の利便性や地域住民の意見等を総合的に勘案のうえ、3回にわたる慎重な協議を行い、協議会委員全員の賛成により、現在の久喜市役所を新市の事務所とすることを確認し、決定した。

なお、現在の菖蒲町役場、栗橋町役場及び鷺宮町役場は、住民の利便性に配慮した総合支所として活用することとした。

### 3 合併予定年月日

#### (1) 合併予定年月日

平成22年3月23日とする。

### 4 廃置分合を必要とした理由

#### (1) 位置と地勢

1市3町は、埼玉県の北東部にあり、都心まで50km圏に位置している。

東は幸手市、宮代町、杉戸町及び茨城県五霞町、南は蓮田市及び白岡町、西は鴻巣市、桶川市及び騎西町、北は加須市、大利根町及び茨城県古河市と接している。

地形的には、利根川の沖積平野にあり、標高 8m～14mで新市域全体がほぼ平坦な地形となっている。

また、新市の気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥で、内陸性の太平洋側気候に属している。新市の平均気温は約 15°C であり、年間降水量は約 1,160mm である。

## (2) 人口と面積

### ① 人口

平成 17 年の国勢調査による 1 市 3 町の人口は 154,684 人であり、埼玉県人口の 2.2% を占め、県内 11 番目の人口規模を持つことになる。

平成 12 年の国勢調査と比較すると、総人口は 392 人、0.3% の増となっているが、年齢構成では、年少人口割合が、15.2% から 13.4% に減少し、老人人口割合は 12.9% から 16.4% に増加しており、少子高齢化が進んでいる。

### ② 面積

1 市 3 町の面積は 82.4 km<sup>2</sup> で、県土の 2.2% を占めている。距離は北東から南西方向が約 16.5km、北西から南東方向が約 7km である。

平成 20 年 1 月 1 日現在、1 市 3 町の地目別面積は、田 28.34%、畠 20.36%、宅地 26.03% となっている。田畠を合計すると 48.7% あり、宅地化が進む中でも、豊かな田園地帯が広がるこの地域を、数字のうえでも表している。

## (3) 1 市 3 町の沿革

### ① 久喜市

明治 22 年の町村制施行により成立した久喜町、太田村、江面村及び清久村が、昭和 29 年 7 月 1 日に合併し久喜町となり、その後、昭和 46 年 10 月 1 日に市制を施行し、現在に至っている。

### ② 菖蒲町

明治 22 年の町村制施行により成立した菖蒲町、三箇村、小林村及び栢間村並びに大山村大字上大崎が、昭和 29 年に合併し菖蒲町となり、現在に至っている。

### ③ 栗橋町

明治 22 年の町村制施行により成立した栗橋町、静村及び豊田村が、昭和 19 年に合併し栗橋町となり、その後、昭和 24 年に栗橋町、静村、豊田村に分離したが、昭和 32 年に再度合併し、現在に至っている。

### ④ 鷺宮町

明治 22 年の町村制施行により鷺宮村及び八輪野崎村（後に櫻田村に名称変更）が成立し、鷺宮村は昭和 8 年に町制施行により鷺宮町となり、その後、昭和 30 年に鷺宮町並びに櫻田村大字八甫、大字東大輪、大字西大輪、大字外野及び大字上川崎が合併し鷺宮町となり、現在に至っている。

#### (4) 1市3町の合併前の現況

##### ① 鉄道・道路

1市3町の区域には、JR宇都宮線と東武伊勢崎線が乗り入れる久喜駅、JR宇都宮線と東武日光線が乗り入れる栗橋駅、JR宇都宮線の東鷦宮駅、東武伊勢崎線の鷦宮駅及び東武日光線の南栗橋駅があり、良好な鉄道利便性を備えている。

また、1市3町の区域には、東北縦貫自動車道（以下「東北道」という。）、国道4号、122号及び主要地方道さいたま栗橋線等の幹線道路が南北方向に縦断し、広域交通体系に恵まれている。

現在、首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）の（仮称）久喜白岡ジャンクション及び（仮称）菖蒲白岡インターチェンジが建設されている。将来、新市は東北道の久喜インターチェンジと合わせて2か所のインターチェンジを有することになり、新市における広域交通の機能や利便性は一層高まることになる。

##### ② 主な産業と特徴

###### ア 農業

平成18年生産農業所得統計によれば、1市3町の区域の農業産出額は67.6億円であり、県内40市中7番目の産出額である。主として、米、野菜、果実及び花き等が生産されている。近年、後継者不足や都市化の進展等によって、都市近郊農業を取り巻く環境は厳しさを増し、農業産出額は減少傾向にある。

###### イ 工業

平成19年工業統計調査によれば、1市3町の区域の製造品出荷額等は4,852億円、従業者数は11,515人であり、製造品出荷額等は、県内40市中8番目である。

工業は、久喜菖蒲工業団地、清久工業団地、鷦宮産業団地及び菖蒲北部工業団地等の工業団地のほか、菖蒲南部産業団地などの産業拠点が形成され、交通条件の良さから、製造業・流通業を中心とした企業が立地している。現在工事が進められている圏央道の開通に伴い、1市3町の区域は首都圏でも有数の交通の要衝となることから、企業立地の可能性はさらに高まっている。

###### ウ 商業

平成19年商業統計調査によれば、1市3町の区域の小売業販売額は2,235億円、従業者数は9,675人であり、小売業販売額は、県内40市中15番目である。

商業は、久喜駅、栗橋駅及び鷦宮駅等を中心とした既存商業地域がある一方で、幹線道路沿いに多くの大規模商業施設が出店しつつある。

#### (5) 廃置分合を必要とする理由

##### ① 広域的なまちづくりの推進のために

交通・情報通信手段の発達や経済活動の広範化に伴い、買い物や通勤等の住民の日常生活圏が自治体の行政範囲を越えて拡大していくなかで、現在の行政範囲の枠組みにとらわれない広域的な視点に立った行政運営が必要とされている。

また、既に一体化しつつある住民の生活状況に対応するため、合併による効率的なまち

づくりを進め、住民サービスの利便性の向上やさらなる一体化を図っていく必要がある。

② 環境問題に対応したまちづくりのために

近年、地球温暖化やその影響とみられる異常気象による災害等が増加しているなかで、1市3町においては、まず、環境負荷低減、循環型社会に向けたごみ処理対策や自然環境の保全対策等に取り組むことが必要である。

合併により、地域全体でごみ処理レベルの高度化を図るとともに、田園風景の保全や自然を生かしたまちづくりを一体的に進める必要がある。

③ 少子・高齢社会に対応したまちづくりのために

我が国では、世界に類を見ない急速な少子・高齢化が進んでいるが、1市3町においても同様で、今後、医療や福祉分野への歳出が増加し、一方で税収が減少することが懸念され、この課題への対応がますます重要となってきた。

このような状況のなか、安心して子どもを産み育てられる環境づくりや健康づくり、介護サービス提供体制の充実等の施策を、合併による強固な基盤のもと安定的に実施していく必要がある。

④ 多様化・高度化する住民ニーズに対応したまちづくりのために

人々の価値観の多様化やライフスタイルの変化等に伴い、行政に対する住民ニーズも多様化している。

多様で広範な住民ニーズと課題に迅速かつ的確に対応し、活力ある豊かな地域社会づくりを形成するためには、合併により、職員の専門性の向上や人材の確保に努め、政策形成能力を高めていくことが必要であるとともに、行政と住民とが協働してよりよいまちづくりを進めていくことも求められている。

⑤ 地方分権時代に対応した自治体経営のために

地方分権改革は、三位一体の改革により国から地方への税源移譲が実施され、平成19年4月には、地方分権改革推進法が施行されたことにより、次の段階へと進み、市町村はより一層「自己決定と自己責任」の原則のもと、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを推進していくことが求められている。

そのためには、地方分権時代に的確に対応した行政体制を整え、行政の「運営」から「経営」へ移行する必要がある。

また、合併による人件費の削減や重複した事業の整理等による経費の削減等により、安定した行財政基盤の確立を図ることや、専門的知識を有する優れた人材を育成確保するとともに、簡素で効率的な行政組織を整備する必要がある。

## 第2 廃置分合に係る書類（省略）

### 第3 関係市町の現況表（市の要件に関する調書）

#### ◆市の要件に関する調書（総括表）

区分			市制施行要件	現況 (合併関 係市町村 合計)	内訳				備 考	
					久喜市	菖蒲町	栗橋町	鷩宮町		
自治法	人口	国勢調査(平成17年)	5万人以上を有すること。ただし、合併新法第7条第1項第1号における特例要件では3万人以上	154,684	72,522	21,425	26,675	34,062		
		現在(平成21年3月31日)		155,014	70,830	20,860	27,148	36,176		
	中心市街地形成戸数		6割以上	66.83	79.60	39.72	40.75	73.81		
	都市的業態従事者世帯人口		6割以上	82.08	82.79	76.86	83.81	82.48		
埼玉県条例	1号	官公署	相当数設けられていること	37	19	3	8	7		
	2号	高等学校	設けられていること	7	4	1	1	1		
	3号	文化施設	有していること		有	有	有	有		
	上水道				有	有	有	有		
	4号	下水道		有していること	有	有	有	有		
		塵芥処理場等			有	有	有	有		
	5号	交通施設	整備されていること	3	2	0	2	2		
				21	14	6	1	1		
	6号	都市計画事業		施行されていること	施行され ている	施行され ている	施行され ている	施行され ている		
		街路施設			整備され ている	整備され ている	整備され ている	整備され ている		
	7号	銀行、会社、工場	相当数あること	3,094	1,584	601	429	480		
	8号	病院、診療所	相当数設けられていること	166	87	15	26	38		
	9号	担税力、財政規模		既存市に比較して概ね遜色ないこと 基本構想において見込まれていること	遜色ない	遜色ない	遜色ない	遜色ない		
		将来発展性			見込ま れている	見込ま れている	見込ま れている	見込ま れている		
市制 施 行 協 議 基 準	1	人口 国勢調査	5万人以上	154,684	72,522	21,425	26,675	34,062		
	2	中心市街地連たん状況	6割以上	66.83	79.60	39.72	40.75	73.81		
	3	都市的業態従事者割合 人口	6割以上	82.08	82.79	76.86	83.81	82.48		
	4 官公署		原則として設けられてい ること		設置され ている	設置され ている	設置され ている	設置され ている		
	5	高等学校	1以上を有すること	7	4	1	1	1		
	6	文化施設	有していること		有	有	有	有		
	7	上水道 下水道 塵芥 処理場等	有していること		有	有	有	有		
	8	交通施設	整備していること		整備して いる	整備して いる	整備して いる	整備して いる		
	9	銀行、会社、工場	相当数あること	3,094	1,584	601	429	480		
	10	病院、診療所	10以上有していること	166	87	15	26	38		
	11	劇場、映画館等	2以上有すること	2	1	1	0	0		
	12	都市計画事業 街路施 設	施行され、ある程度整備 されていること		整備され ている	整備され ている	整備され ている	整備され ている		
	13	担税力、財政規模	十分であること		十分	十分	十分	十分		
	14	将来発展性	あること		ある	ある	ある	ある		

以下省略

## 資料5 市長職務執行者が専決処分した条例

- 第1号 久喜市役所の位置に関する条例
- 第2号 久喜市の休日を定める条例
- 第3号 久喜市市民参加条例
- 第4号 久喜市市民活動推進条例
- 第5号 久喜市公告式条例
- 第6号 久喜市議会議員の定数を定める条例
- 第7号 久喜市議会定例会条例
- 第8号 久喜市議会政務調査費の交付に関する条例
- 第9号 久喜市部設置条例
- 第10号 久喜市総合支所設置条例
- 第11号 久喜市公文書館条例
- 第12号 久喜市情報公開条例
- 第13号 久喜市個人情報保護条例
- 第14号 久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例
- 第15号 久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例
- 第16号 政治倫理の確立のための久喜市長の資産等の公開に関する条例
- 第17号 久喜市行政手続条例
- 第18号 久喜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
- 第19号 久喜市議会議員及び久喜市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例
- 第20号 久喜市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例
- 第21号 久喜市選挙公報発行条例
- 第22号 久喜市監査委員に関する条例
- 第23号 久喜市公平委員会設置条例
- 第24号 久喜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 第25号 久喜市固定資産評価審査委員会条例
- 第26号 久喜市審議会等の会議の公開に関する条例
- 第27号 久喜市職員定数条例
- 第28号 久喜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- 第29号 久喜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- 第30号 久喜市職員の定年等に関する条例
- 第31号 久喜市職員の再任用に関する条例
- 第32号 久喜市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- 第33号 久喜市臨時に任用された職員の分限に関する条例
- 第34号 久喜市職員の服務の宣誓に関する条例
- 第35号 久喜市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

- 第36号 久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
- 第37号 久喜市職員の育児休業等に関する条例
- 第38号 久喜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- 第39号 久喜市職員公務災害等見舞金支給条例
- 第40号 久喜市公益的法人等に派遣された職員の災害補償に係る処遇の特例に関する条例
- 第41号 久喜市職員団体の登録に関する条例
- 第42号 久喜市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例
- 第43号 久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- 第44号 久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
- 第45号 久喜市選挙長等の費用弁償条例
- 第46号 久喜市証人等に対する実費弁償に関する条例
- 第47号 久喜市水道事業の設置等に関する条例
- 第48号 久喜市長及び副市長の給与等に関する条例
- 第49号 久喜市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例
- 第50号 久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例
- 第51号 久喜市一般職職員の給与に関する条例
- 第52号 久喜市職員の給与の一部の控除に関する条例
- 第53号 久喜市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例
- 第54号 久喜市職員の特殊勤務手当に関する条例
- 第55号 久喜市の職員等の旅費に関する条例
- 第56号 久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
- 第57号 久喜市財政事情の作成及び公表に関する条例
- 第58号 久喜市農業集落排水事業特別会計条例
- 第59号 久喜市土地取得特別会計条例
- 第60号 久喜市下水道事業特別会計条例
- 第61号 久喜市税条例
- 第62号 久喜市税条例の一部を改正する条例
- 第63号 久喜市都市計画税条例
- 第64号 久喜市国民健康保険税条例
- 第65号 久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第66号 久喜市国民健康保険税条例の特例を定める条例
- 第67号 久喜市行政財産の使用料に関する条例
- 第68号 久喜市手数料条例
- 第69号 久喜市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
- 第70号 久喜市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例
- 第71号 久喜市財政調整基金条例
- 第72号 久喜市減債基金条例
- 第73号 久喜市公共施設整備基金条例

- 第74号 久喜市育英資金基金条例
- 第75号 久喜市福祉基金条例
- 第76号 久喜市国民健康保険の保険給付費支払基金条例
- 第77号 久喜市介護保険給付費準備基金条例
- 第78号 久喜市介護従事者待遇改善臨時特例基金条例
- 第79号 久喜市本多静六博士顕彰事業基金条例
- 第80号 久喜市市民活動推進基金条例
- 第81号 久喜市土地開発基金条例
- 第82号 久喜市東鷺宮駅橋上化整備基金条例
- 第83号 久喜市東鷺宮土地区画整理事業地内の整備及び管理基金条例
- 第84号 久喜市鷺宮南部施設整備基金条例
- 第85号 久喜市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
- 第86号 久喜市立学校設置条例
- 第87号 久喜市水道事業運営審議会条例
- 第88号 久喜市障がい児就学支援委員会条例
- 第89号 久喜市立幼稚園設置条例
- 第90号 久喜市立幼稚園保育料等徴収条例
- 第91号 久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- 第92号 久喜市水道給水条例
- 第93号 久喜市入学準備金・奨学金貸付条例
- 第94号 久喜市学校給食審議会条例
- 第95号 久喜市立学校給食センター条例
- 第96号 久喜市社会教育委員条例
- 第97号 久喜市生涯学習推進会議条例
- 第98号 久喜市公民館条例
- 第99号 久喜市立図書館条例
- 第100号 久喜市立図書館協議会条例
- 第101号 久喜市栗橋いきいき活動センターしづか館条例
- 第102号 久喜市教育集会所条例
- 第103号 久喜市教育集会所運営委員会条例
- 第104号 久喜市立体育施設条例
- 第105号 久喜市栗橋B & G海洋センター条例
- 第106号 久喜市文化財保護条例
- 第107号 久喜市文化財保護審議会条例
- 第108号 久喜市立郷土資料館条例
- 第109号 久喜市栗橋町史編さん委員会条例
- 第110号 久喜市総合福祉条例
- 第111号 久喜市福祉事務所設置条例

- 第112号 久喜市社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例
- 第113号 久喜市健康福祉センター条例
- 第114号 久喜市ふれあいセンター久喜条例
- 第115号 久喜市しょうぶ会館条例
- 第116号 久喜市難病患者見舞金支給条例
- 第117号 久喜市災害弔慰金の支給等に関する条例
- 第118号 久喜市災害見舞金等支給条例
- 第119号 久喜市児童福祉審議会条例
- 第120号 久喜市保育の実施に関する条例
- 第121号 久喜市保育所条例
- 第122号 久喜市放課後児童クラブ条例
- 第123号 久喜市地域子育て支援センター条例
- 第124号 久喜市児童館条例
- 第125号 久喜市心身障がい児通園施設条例
- 第126号 久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例
- 第127号 久喜市子ども医療費支給に関する条例
- 第128号 久喜市老人ホーム入所判定委員会条例
- 第129号 久喜市偕楽荘条例
- 第130号 久喜市彩嘉園条例
- 第131号 久喜市老人福祉センター条例
- 第132号 久喜市ショートステイ事業条例
- 第133号 久喜市高齢者生活援助サービス条例
- 第134号 久喜市後期高齢者医療に関する条例
- 第135号 久喜市障害者施策推進協議会条例
- 第136号 久喜市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例
- 第137号 久喜市障害者デイケア施設条例
- 第138号 久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例
- 第139号 久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例
- 第140号 久喜市ホームヘルプサービス手数料条例
- 第141号 久喜市知的障害者更生施設条例
- 第142号 久喜市国民健康保険条例
- 第143号 久喜市国民健康保険出産費資金貸付条例
- 第144号 久喜市介護保険条例
- 第145号 久喜市保健センターライフ
- 第146号 久喜・白岡休日夜間急患診療所条例
- 第147号 久喜市予防接種健康被害調査委員会条例
- 第148号 久喜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- 第149号 久喜市水洗便所改造資金貸付条例

- 第150号 久喜市生活保護世帯水洗便所改造資金補助条例
- 第151号 久喜市農業委員会の委員の定数等に関する条例
- 第152号 久喜市農業振興協議会条例
- 第153号 久喜市農村センター条例
- 第154号 久喜市農業センター条例
- 第155号 久喜市しみん農園条例
- 第156号 久喜市花と香りのふれあいセンター条例
- 第157号 久喜市農業者トレーニングセンター条例
- 第158号 久喜市なし赤星病防止条例
- 第159号 久喜市農業集落排水処理施設条例
- 第160号 久喜市農業集落排水処理事業の受益者分担金に関する条例
- 第161号 久喜市県営土地改良事業負担金に関する分担金徴収条例
- 第162号 久喜市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例
- 第163号 久喜市企業等誘致条例
- 第164号 久喜市営久喜駅前駐車場条例
- 第165号 久喜市営釣場条例
- 第166号 久喜市勤労福祉センター条例
- 第167号 久喜市労働会館条例
- 第168号 久喜市住居表示に関する条例
- 第169号 久喜市印鑑登録及び証明に関する条例
- 第170号 久喜市認可地縁団体印鑑条例
- 第171号 久喜総合文化会館条例
- 第172号 久喜市菖蒲文化会館条例
- 第173号 久喜市栗橋文化会館条例
- 第174号 久喜市環境審議会条例
- 第175号 久喜市自然環境の保全に関する条例
- 第176号 久喜市空き地の環境保全に関する条例
- 第177号 久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
- 第178号 久喜市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例
- 第179号 久喜市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例
- 第180号 久喜市街路樹等の管理及び選定に関する条例
- 第181号 久喜市墓地、埋葬等に関する条例
- 第182号 久喜市コミュニティセンター条例
- 第183号 久喜市コミュニティ広場条例
- 第184号 久喜市立地域交流センター条例
- 第185号 久喜市集会所条例
- 第186号 久喜市防災会議条例
- 第187号 久喜市災害対策本部条例

- 第188号 久喜市災害派遣手当等の支給に関する条例
- 第189号 久喜市青少年問題協議会条例
- 第190号 久喜市交通安全対策会議条例
- 第191号 久喜市防犯のまちづくり推進条例
- 第192号 久喜市自転車等放置防止条例
- 第193号 久喜市営自転車等駐車場条例
- 第194号 久喜市国民保護対策本部及び久喜市緊急対処事態対策本部条例
- 第195号 久喜市国民保護協議会条例
- 第196号 久喜市道路占用料徴収条例
- 第197号 久喜市法定外公共物管理条例
- 第198号 久喜市普通河川等管理条例
- 第199号 久喜市準用河川占用料徴収条例
- 第200号 久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例
- 第201号 久喜市建築協定条例
- 第202号 久喜市市営住宅条例
- 第203号 久喜市地区計画等の案の作成手続に関する条例
- 第204号 久喜市都市計画審議会条例
- 第205号 久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例
- 第206号 久喜都市計画事業久喜駅前西口第1種市街地再開発事業利子補給条例
- 第207号 久喜市土地区画整理事業特別会計条例
- 第208号 久喜市土地区画整理事業施行規程
- 第209号 久喜市都市公園条例
- 第210号 久喜市総合体育館条例
- 第211号 久喜市営定期利用駐車場条例
- 第212号 久喜市下水道施設に関する条例
- 第213号 久喜市下水道条例
- 第214号 久喜市下水道・農業集落排水事業運営審議会条例
- 第215号 久喜市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例
- 第216号 久喜市都市下水路条例

**資料6 新「久喜市」誕生の歩み**

期　日	内　容
平成 17 年 11 月 18 日	利根南部都市圏 3 市 6 町の合併を考える会（久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡町、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町、杉戸町）
平成 18 年 3 月 30 日	埼玉県が「埼玉県市町村合併推進構想」を策定 久喜市を含む枠組みとして、5 市 9 町の組合せが示されると同時に、優先して取組むことが適当な 3 市 6 町の組合せが示される。
6 月 30 日	3 市 6 町の合併に関する意見交換会（久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡町、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町、杉戸町）
10 月 30 日	3 市 6 町の合併に関する意見交換会を開催 各市町間において状況に差異があることから、合併の枠組みについて、別な角度から個別に検討していくことが確認される。
平成 19 年 6 月 26 日	1 市 3 町の合併に関する意見交換会（久喜市、白岡町、菖蒲町、鷺宮町）
10 月 13 日 ～10 月 29 日	栗橋町が「市町村合併に関する町民意向調査」を実施
11 月 27 日	栗橋町が 1 市 3 町の合併協議への参加を申し入れ
12 月 6 日	白岡町が 1 市 3 町の合併に関する意見交換会からの脱会を申し入れ
12 月 12 日	1 市 2 町による意見交換会（久喜市、菖蒲町、鷺宮町） 栗橋町の参加申し込みが全員一致で了承される。
12 月 12 日	1 市 3 町の合併に関する意見交換会（久喜市、菖蒲町、鷺宮町、栗橋町） 1 市 3 町の枠組みが合意される。
12 月 25 日	幸手市が 1 市 3 町の合併協議への参加を申し入れ
平成 20 年 1 月 15 日 ～1 月 29 日	幸手市が「合併に関するアンケート」を実施
1 月 18 日 ～1 月 31 日	久喜市、菖蒲町及び鷺宮町が「1 市 3 町（久喜市・菖蒲町・鷺宮町・栗橋町）を基軸とした合併に関する住民意向調査」を実施
3 月 6 日	鷺宮町議会において、法定合併協議会設置議案が賛成多数で可決される。
3 月 10 日	菖蒲町議会、栗橋町議会において、法定合併協議会設置議案が賛成多数で可決される。
3 月 21 日	久喜市議会において、法定合併協議会設置議案が賛成多数で可決される。
3 月 25 日	埼玉県知事に久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会の設置の届出を行うとともに、合併に向けた取り組みに対する支援について、「要望書」を提出する。
3 月 27 日	埼玉県が「埼玉県市町村合併推進審議会」を開催 1 市 3 町を埼玉県市町村合併推進構想で定める構想対象市町村の組合せに追加することが正式に承認される。
3 月 31 日	幸手市に合併協議途中での合流は困難であることを回答

期　日	内　容
平成 20 年 4 月 1 日	久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会設置
5 月 7 日	第 1 回合併協議会
6 月 13 日 ～6 月 26 日	合併協議会が「新市のまちづくりに関する住民意識調査」を実施
6 月 22 日	第 1 回新市まちづくり懇話会
6 月 25 日	第 2 回合併協議会
7 月 6 日	第 2 回新市まちづくり懇話会
7 月 13 日	新市まちづくり懇話会タウンウォッチング
7 月 19 日	第 3 回新市まちづくり懇話会
7 月 22 日	第 3 回合併協議会
8 月 3 日	第 4 回新市まちづくり懇話会
8 月 24 日	第 5 回新市まちづくり懇話会
8 月 28 日	第 4 回合併協議会
9 月 7 日	第 6 回新市まちづくり懇話会
9 月 19 日	第 1 回合併協議会新市報酬等検討小委員会
9 月 24 日	第 5 回合併協議会
10 月 2 日	新市まちづくり懇話会が提言書を提出
10 月 16 日	第 2 回合併協議会新市報酬等検討小委員会
10 月 21 日	第 6 回合併協議会
11 月 21 日	第 3 回合併協議会新市報酬等検討小委員会
11 月 26 日	第 7 回合併協議会
12 月 24 日	第 8 回合併協議会
平成 21 年 1 月 26 日	第 9 回合併協議会
2 月 24 日	第 10 回合併協議会
3 月 8 日 ～3 月 28 日	合併に関する住民説明会 久喜市 6 会場（3 月 21 日、3 月 22 日） 菖蒲町 3 会場（3 月 8 日、3 月 14 日） 栗橋町 3 会場（3 月 8 日、3 月 14 日、3 月 15 日） 鷺宮町 4 会場（3 月 15 日、3 月 28 日）
3 月 23 日	第 11 回合併協議会
4 月 6 日 ～4 月 27 日	久喜市、菖蒲町が「合併の是非に関する住民意向調査」を実施
4 月 27 日 ～5 月 14 日	栗橋町、鷺宮町が「合併の是非に関する住民意向調査」を実施
5 月 22 日	第 12 回合併協議会
5 月 28 日	合併協定調印式
6 月 11 日	菖蒲町議会において、合併議案が賛成多数で可決される。
6 月 15 日	鷺宮町議会において、合併議案が賛成多数で可決される。

期　日	内　容
平成 21 年 6 月 24 日	久喜市議会、栗橋町議会において、合併議案が賛成多数で可決される。
7 月 22 日	埼玉県知事に久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷺宮町の廃置分合申請書を提出
7 月 23 日	埼玉県知事が総務大臣に、久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷺宮町の廃置分合に係る協議を行う。
7 月 30 日	総務大臣から埼玉県知事に対して、久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷺宮町の廃置分合について、異議がない旨の回答がなされる。
10 月 15 日	埼玉県議会において、久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷺宮町の廃置分合議案が賛成多数で可決される。
10 月 19 日	埼玉県知事が久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷺宮町の廃置分合を決定し、総務大臣に届出を行う。
11 月 10 日	久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷺宮町の廃置分合について官報告示（総務省告示第 516 号）
平成 22 年 1 月 25 日	第 13 回合併協議会
3 月 7 日	菖蒲町閉町記念式典、鷺宮町閉町記念式典
3 月 14 日	久喜市閉市記念式典、栗橋町閉町記念式典
3 月 19 日	久喜市役所閉庁式、菖蒲町役場閉庁式、栗橋町役場閉庁式、鷺宮町役場閉庁式
3 月 23 日	新市発足
3 月 23 日	久喜市役所開庁式、総合支所開庁式
4 月 25 日	久喜市長選挙、久喜市議会議員一般選挙
5 月 18 日	久喜市初議会（平成 22 年第 1 回臨時会）
～5 月 20 日	
6 月 3 日	久喜市議会 6 月定例会
～7 月 9 日	
11 月 7 日	新市の市章制定
11 月 7 日	久喜市合併記念式典